

吉田町 子ども・子育て 支援事業計画

(吉田町次世代育成支援行動計画)

(計画期間：令和2年度～令和6年度)



令和2年3月 吉田町

はじめに

全国的にも、少子高齢化や核家族化の進展、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子どもを取り巻く様々な環境の変化により、子育てに不安や孤立感を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでおります。このような社会情勢の中で、子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであると捉えております。



こうした中、本町では、「子ども・子育て支援法」に基づく施策や子育てのニーズを反映した「吉田町子ども・子育て支援事業計画」に沿って様々な事業を進めてまいりましたが、この度、新たに令和2年度から令和6年度を計画期間とする「吉田町子ども・子育て支援事業計画（吉田町次世代育成支援行動計画）」を策定いたしました。

本町では、本計画に基づき、引き続き、各分野において子育て世帯に細やかな支援が行き届くよう邁進してまいりますので、家庭や地域の皆様におかれましては、吉田町の子どもたちが健やかにいきいきと育つことができるよう、一層の御理解と御支援をお願い申し上げます。

結びに、本計画策定に当たり、御尽力いただきました吉田町子ども・子育て会議の委員の皆様、アンケート調査に御協力をいただいた皆様に心からお礼申し上げます。

令和2年3月

吉田町長 田 村 典 彦

目 次

第 1 章	計画の策定に当たって	1
1	計画策定の背景	2
2	計画策定の趣旨	3
3	計画の位置付け	4
4	計画の期間	5
5	計画の策定体制	6
第 2 章	吉田町の子どもを取り巻く環境	7
1	吉田町の状況	8
2	吉田町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	17
第 3 章	計画の基本理念、基本目標	21
1	基本理念	22
2	基本目標	23
3	施策の体系	25
第 4 章	量の見込みと確保方策	26
1	教育・保育提供区域の設定	27
2	教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	28
3	人口の見込み	31
4	幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	32
5	地域子ども・子育て支援事業	39
6	幼児期の学校教育・保育の連携等の推進	52
7	子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	53
第 5 章	吉田町次世代育成支援行動計画	54
基本目標 1	地域における子育て支援	55
基本目標 2	子どもと親の健康づくり	56
基本目標 3	子どもが健やかに育つ環境の整備	61
基本目標 4	子育てと仕事の両立支援	65
基本目標 5	子育てにやさしい生活環境の整備	67
基本目標 6	困難を抱える子どもと家庭への支援	70

第6章 計画の推進に向けて..... 75

- 1 計画の推進体制 76
- 2 計画の達成状況の点検及び評価 76

資料編 77

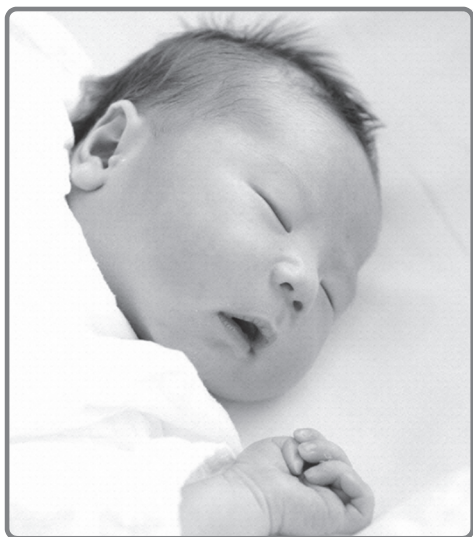
- 1 吉田町子ども・子育て会議条例 78
- 2 吉田町子ども・子育て会議委員名簿 80
- 3 吉田町子ども・子育て支援事業計画策定経過 81
- 4 アンケート結果（抜粋） 82



第 1 章 計画の策定に当たって

1 計画策定の背景

我が国の急速な少子・高齢化の進行、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下等、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。



また、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身に付けることができる社会の構築等、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

このような社会情勢の変化の中、これまで国では、平成 24 年 8 月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連 3 法を成立させ、平成 27 年 4 月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。

しかしながら、25 歳から 44 歳の女性就業率の上昇やそれに伴う保育の申込者数の増加等により平成 30 年 4 月時点の全国の待機児童数は 1 万 9,895 人と減少傾向となっているものの、保育を必要とするすべての子ども・家庭が利用できていない状況です。

待機児童の解消は待ったなしの課題であり、国では平成 29 年 6 月に『子育て安心プラン』を公表し、平成 30 年度から令和 4 年度末までに女性の就業率 80% にも対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれており、平成 30 年 9 月には、『新・放課後子ども総合プラン』を策定し、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後等にすべての児童を対象として学習や体験・交流活動等を行う事業の計画的な整備等を進めていくこととされました。

2 計画策定の趣旨

第5次吉田町総合計画では、将来都市像「人が集い 未来へはばたく魅力あふれるまち 吉田町」の実現に向けて、3つの基本理念「安全で安心して住み続けることのできるまちづくり」、「賑わいが生まれ、活力がみなぎるまちづくり」、「豊かな心を育み、愛する郷土を守り、次代につなげるまちづくり」を掲げました。

まちづくりの目標となる施策の大綱では「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」、「活力あふれる産業振興のまちづくり」、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」、「豊かな自然と共生するまちづくり」、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」といった政策のもと、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」においては、家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む、また、妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支えることを重点目標として取組を進めています。

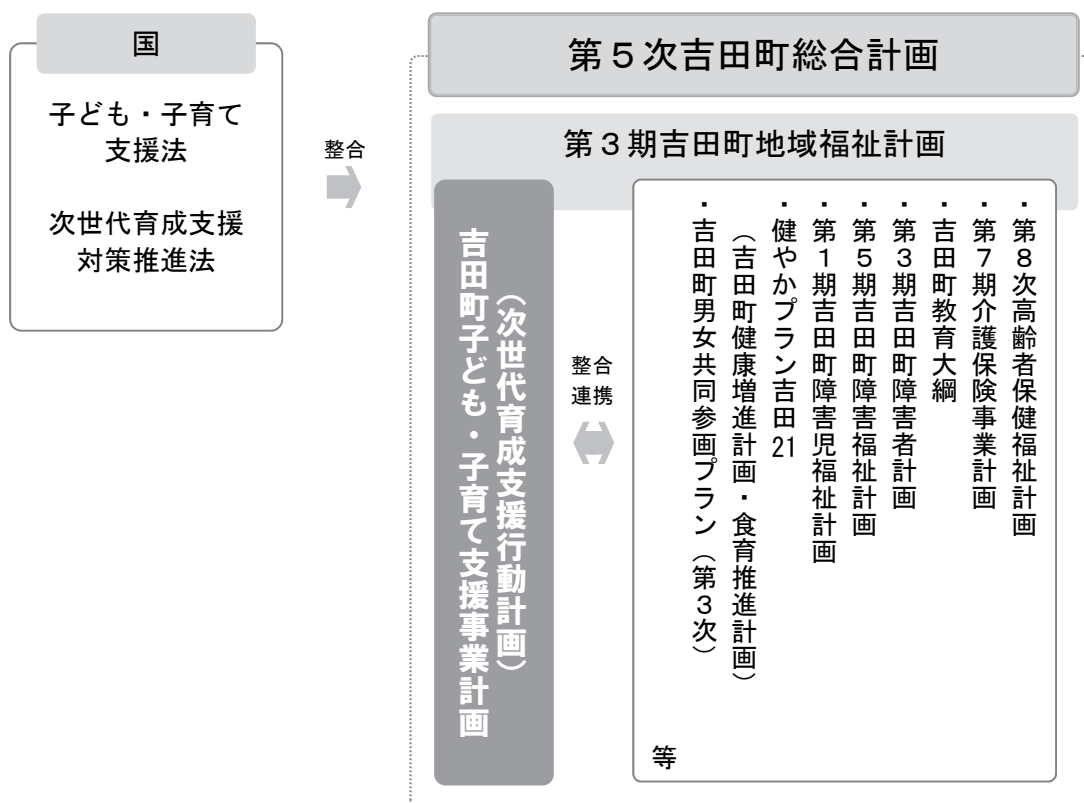
本町では、これまでも子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援するため、保育の量的拡充や多様な保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援等に取り組み、次代を担う子どもたちが強く、たくましく生き抜けるよう、切れ目ない施策の充実に取り組んできました。

現在、町が進めている計画は、令和元年度で計画期間が終了するため、新たな『吉田町子ども・子育て支援事業計画（次世代育成支援行動計画）』を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

3 計画の位置付け

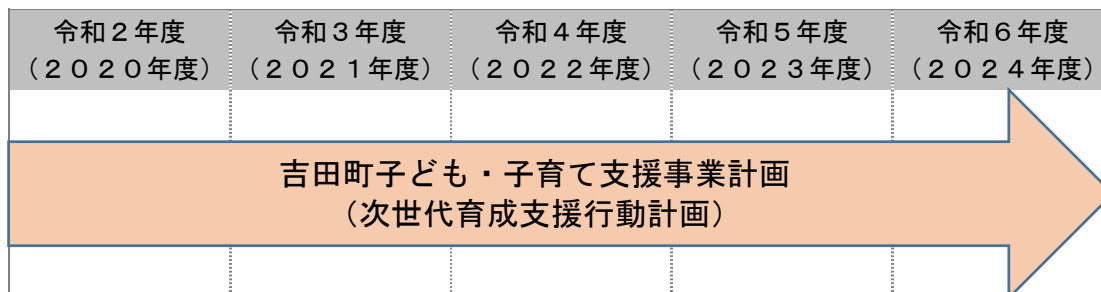
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく子ども・子育て支援事業計画として、すべての子どもの健やかな育ちと子育て中の保護者を支援するとともに、町民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、教育・保育施設、学校、事業者や行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」として策定するとともに、第5次吉田町総合計画の子ども・子育てに関連する分野の個別計画として位置づけます。



4 計画の期間

子ども・子育て支援法では、「市町村子ども・子育て支援事業計画を5年ごとに定めるものとする」とされていることから、本町では、令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。



5 計画の策定体制

(1) アンケート調査の実施

本町では、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「吉田町子ども・子育て支援事業計画」の策定に伴い、この事業計画に必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

① 調査対象

未就学児童の保護者：町内に在住の就学前の子どものいる家庭

就学児童の保護者：町内に在住の就学している子どものいる家庭

② 調査期間

平成31年1月21日から平成31年1月31日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
未就学児童の保護者	郵送による配布・回収	600件	363件	60.5%
就学児童の保護者	郵送による配布・回収	400件	234件	58.5%

(2) 吉田町子ども・子育て会議

計画の策定に当たり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、町民、事業主及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「吉田町子ども・子育て会議」を設置し、第1回子ども・子育て会議（令和元年7月16日）及び第2回子ども・子育て会議（令和2年2月10日）において計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2年2月にパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。



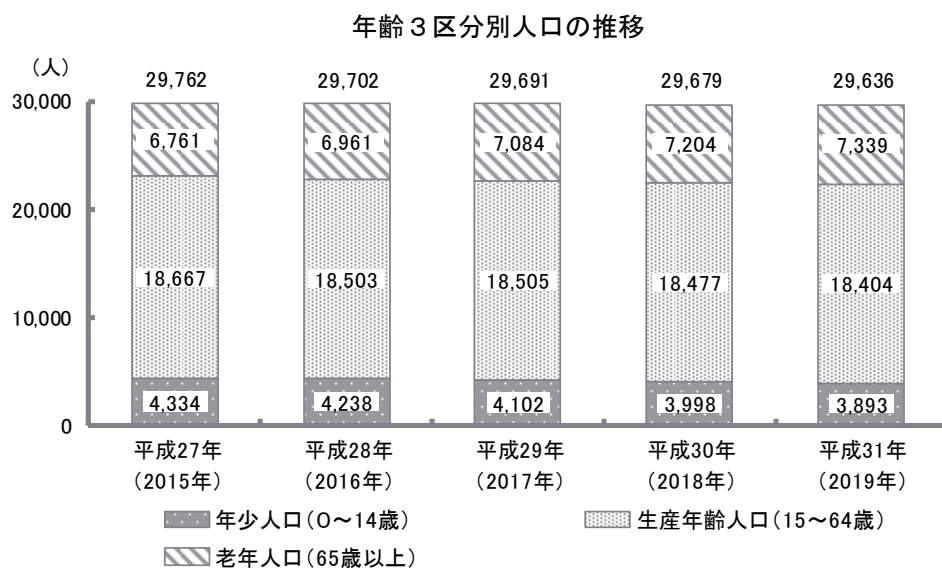
第2章 吉田町の子どもを取り巻く環境

1 吉田町の状況

(1) 人口の状況

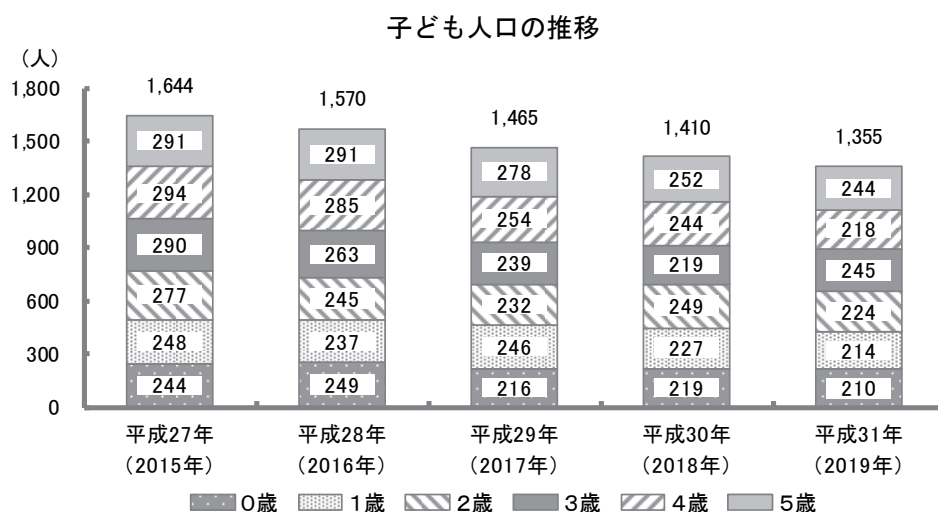
① 年齢3区分別人口の推移

本町の人口推移をみると、総人口は微減傾向にあり、平成31年で29,636人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



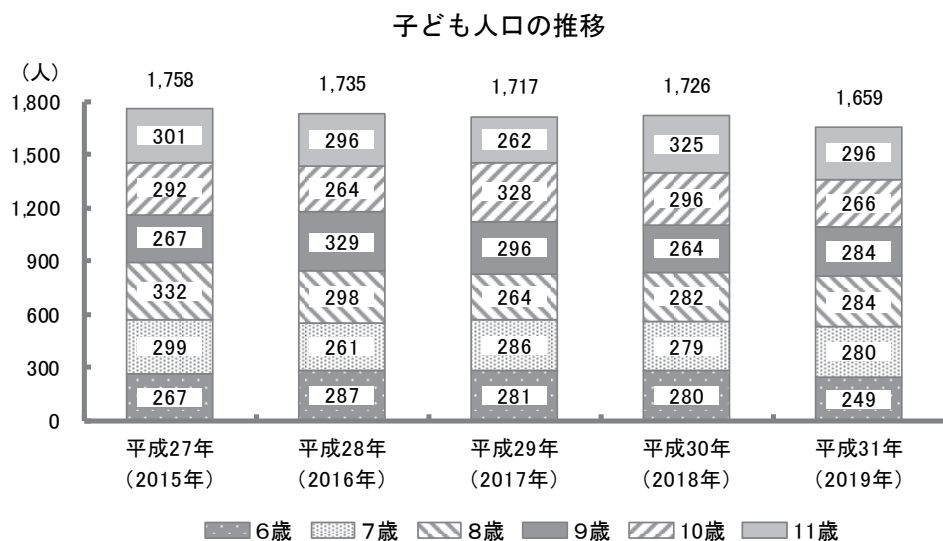
② 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降年々減少しており、平成31年3月末現在で1,355人となっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、平成31年3月末現在で1,659人となっています。特に他の年齢に比べ、8歳の減少率が高くなっています。

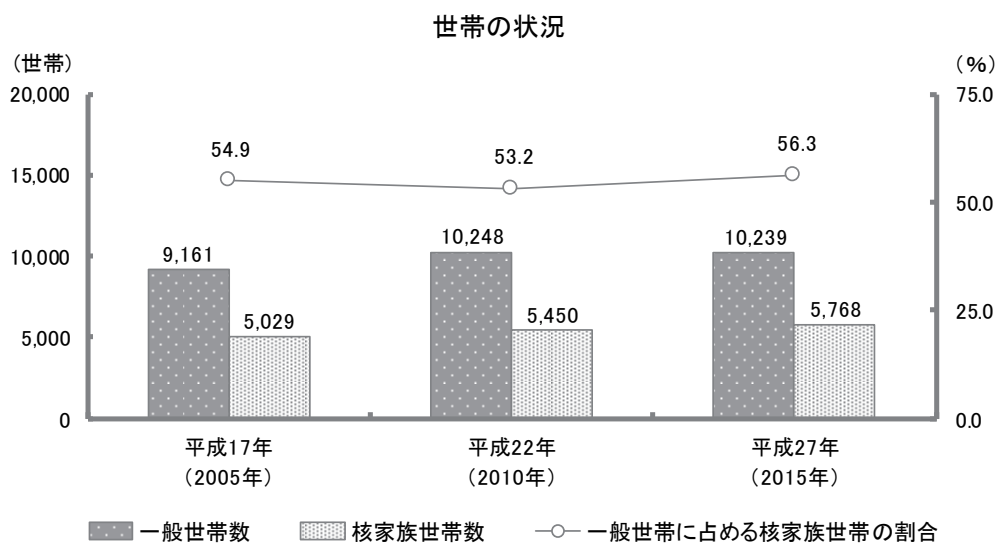


資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

（2）世帯の状況

① 一般世帯・核家族世帯の状況

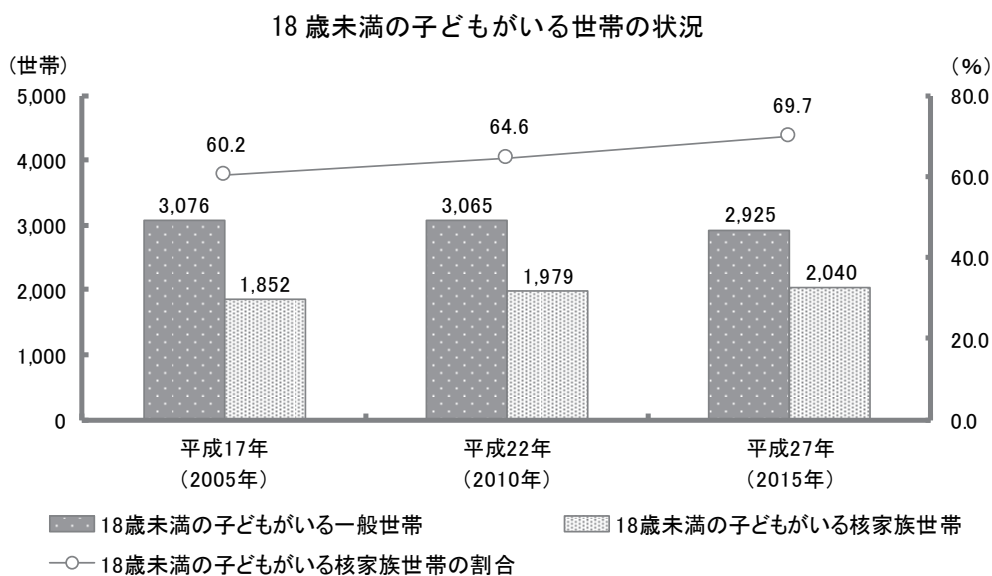
本町の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で5,768世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合は、平成22年より一般世帯数の減少に伴い増加傾向にあります。



資料：国勢調査

② 18歳未満の子どもがいる世帯の状況

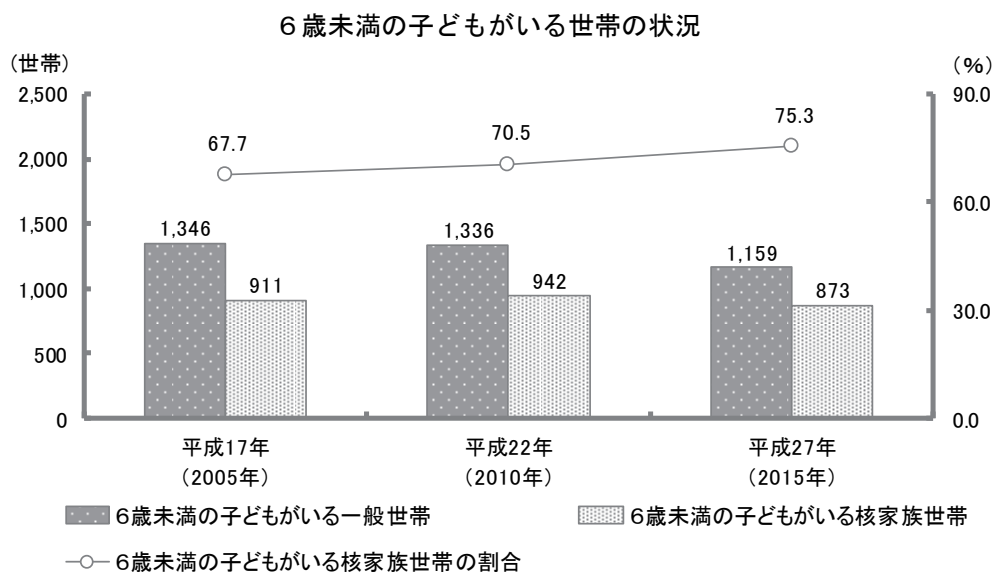
本町の18歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で2,925世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる核家族世帯数、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

③ 6歳未満の子どもがいる世帯の状況

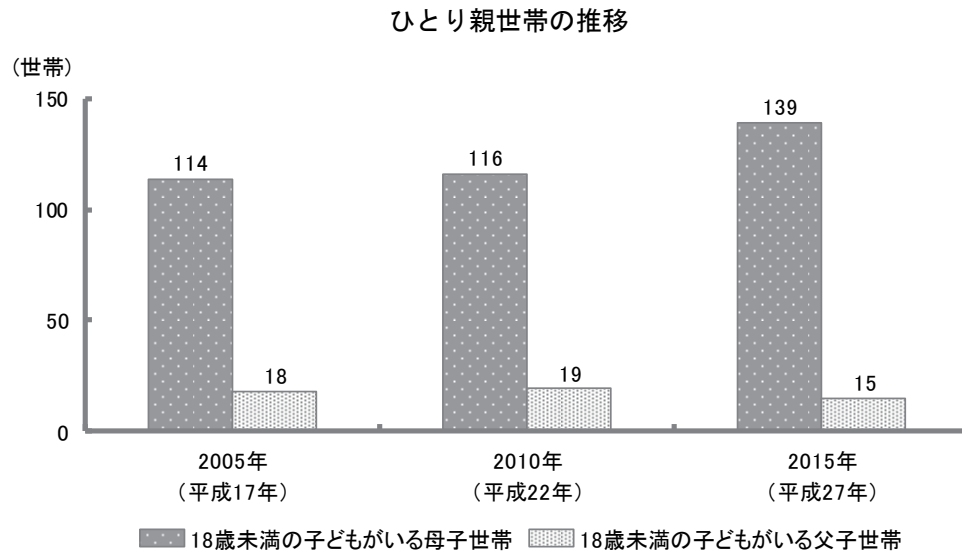
本町の6歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成27年で1,159世帯となっています。また、6歳未満の子どもがいる核家族世帯数は増減を繰り返していますが、核家族世帯の割合は年々増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯の推移

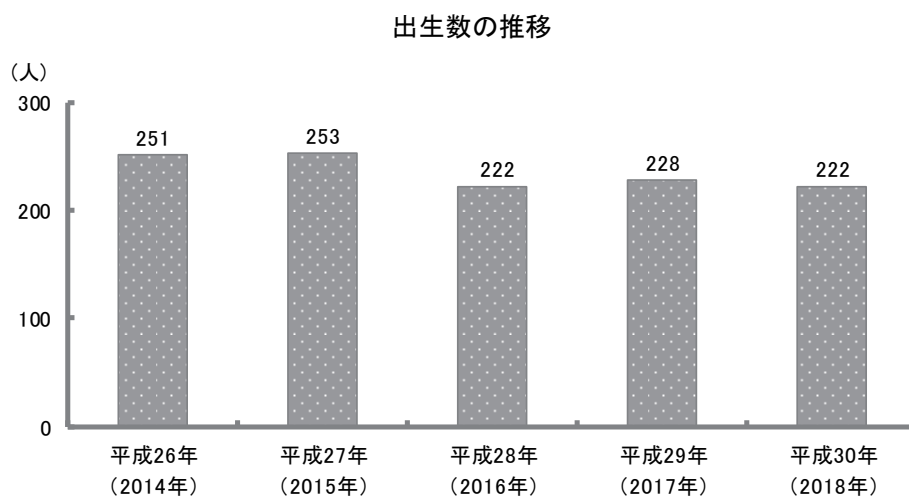
本町の18歳未満の子どもがいる母子世帯は、年々増加しており、平成27年で139世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯は減少傾向にあります。



(3) 出生の状況

① 出生数の推移

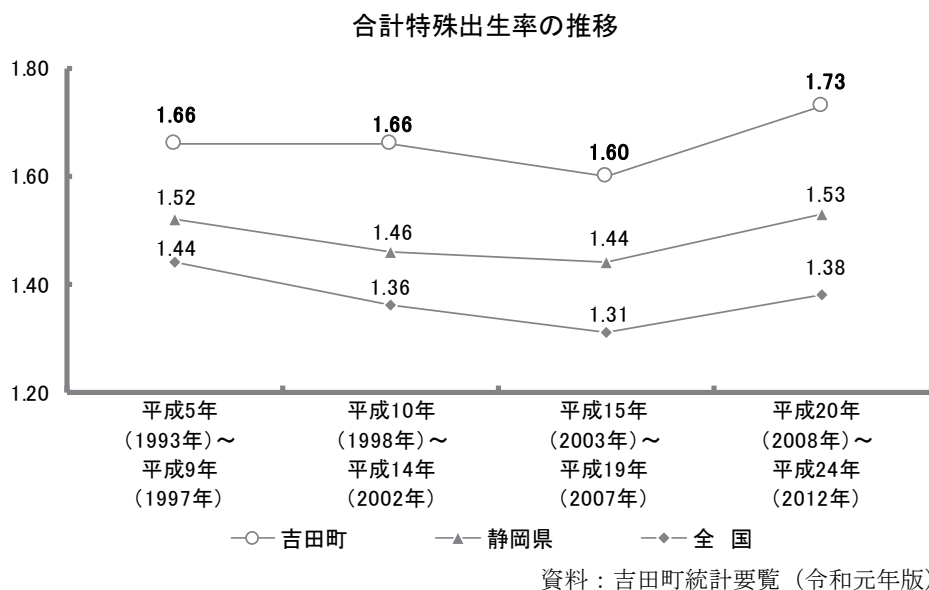
本町の出生数は平成26年から平成27年にかけて増加しましたが、平成30年で222人と減少傾向となっています。



資料：吉田町統計要覧（令和元年版）

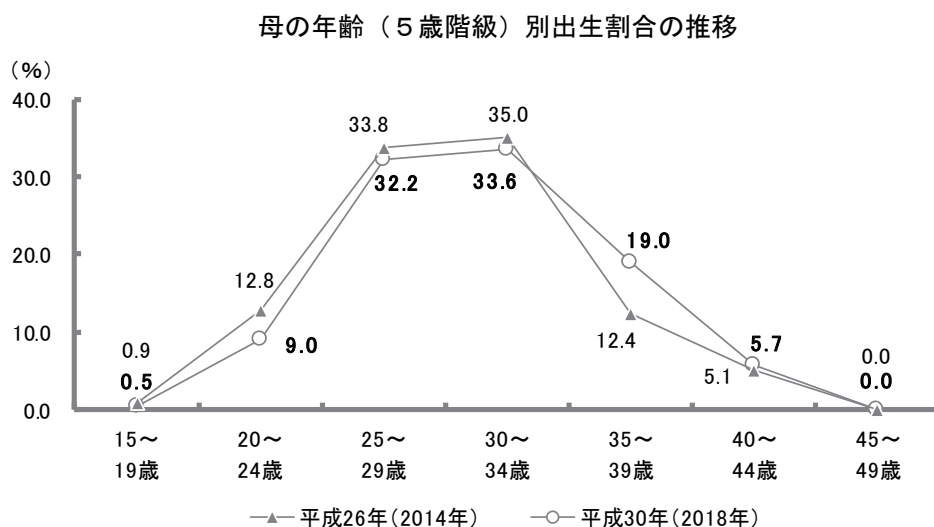
② 合計特殊出生率の推移

15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均の子ども数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本町の合計特殊出生率は、平成20年～平成24年で1.73となっています。また、全国・県と比較すると高い値で推移しています。



③ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

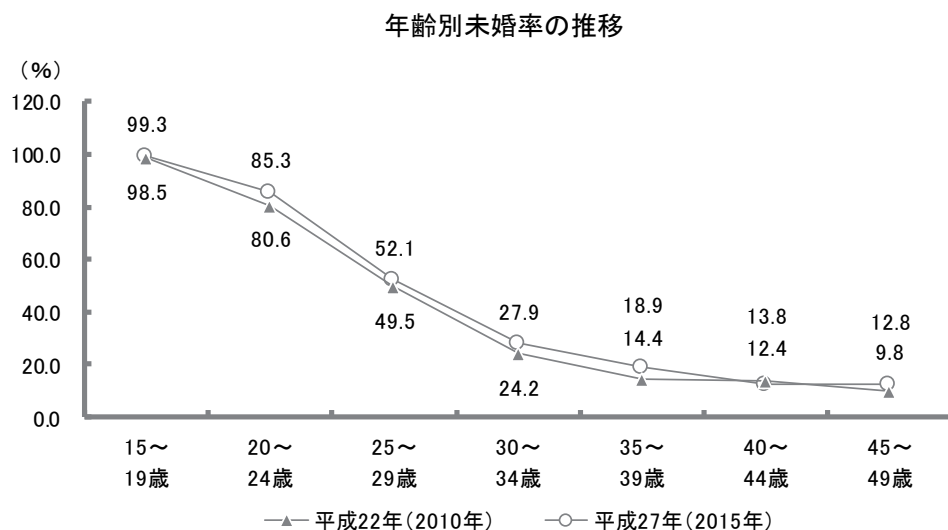
本町の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成26年に比べ平成30年で、20～24歳の割合が減少しているのに対し、35～39歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。



(4) 未婚・結婚の状況

① 年齢別未婚率の推移

本町の年齢別未婚率の推移をみると、平成22年に比べ平成27年で20～30代の未婚率が上昇していることから、晩婚化が進行していることがうかがえます。

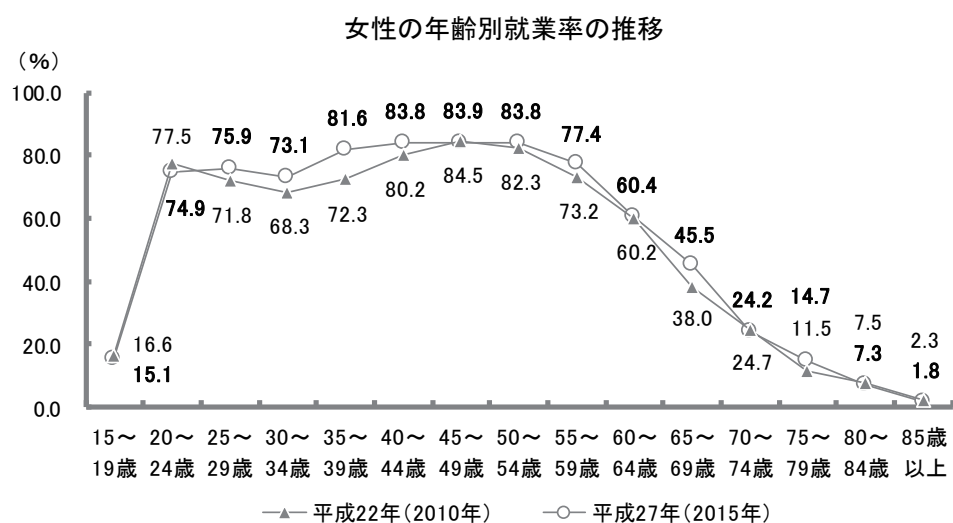


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

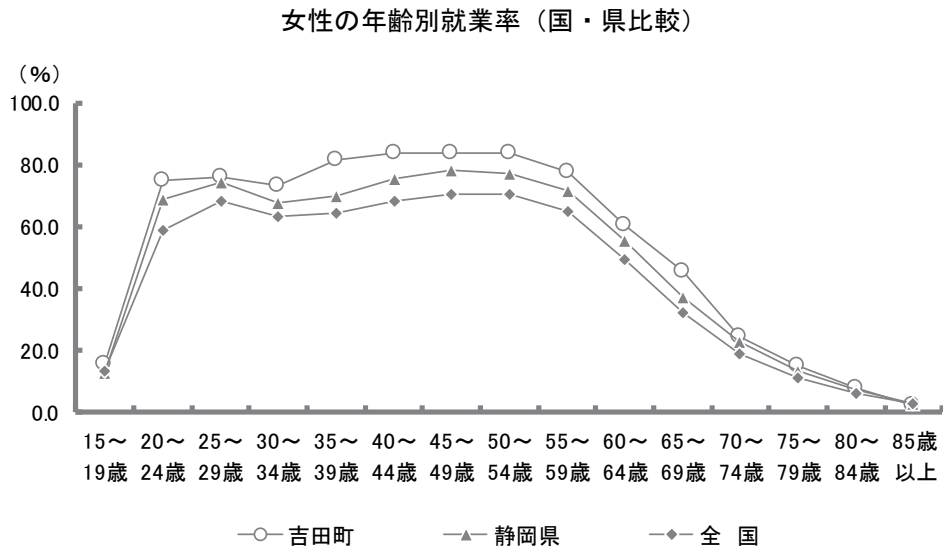
本町の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい25～39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

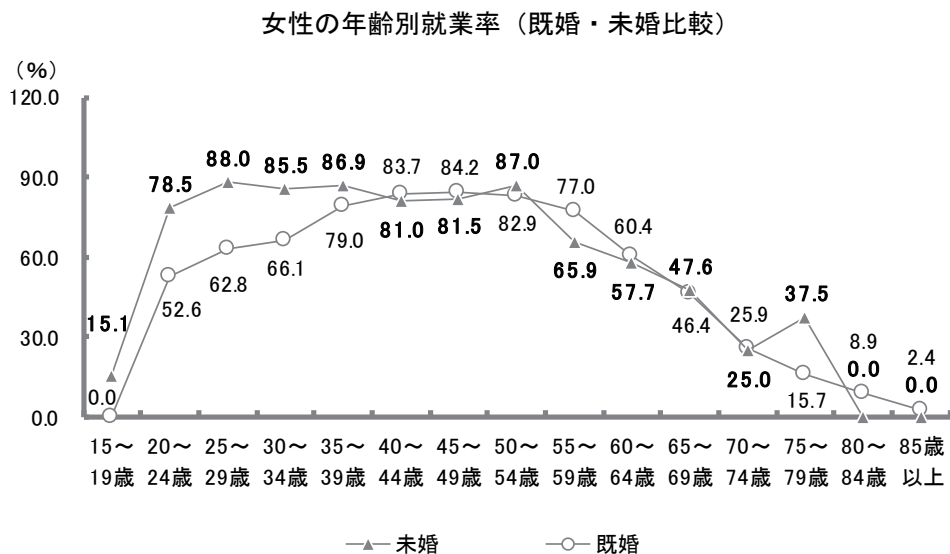
② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本町の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、各年代で全国、静岡県より高くなっています。



③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

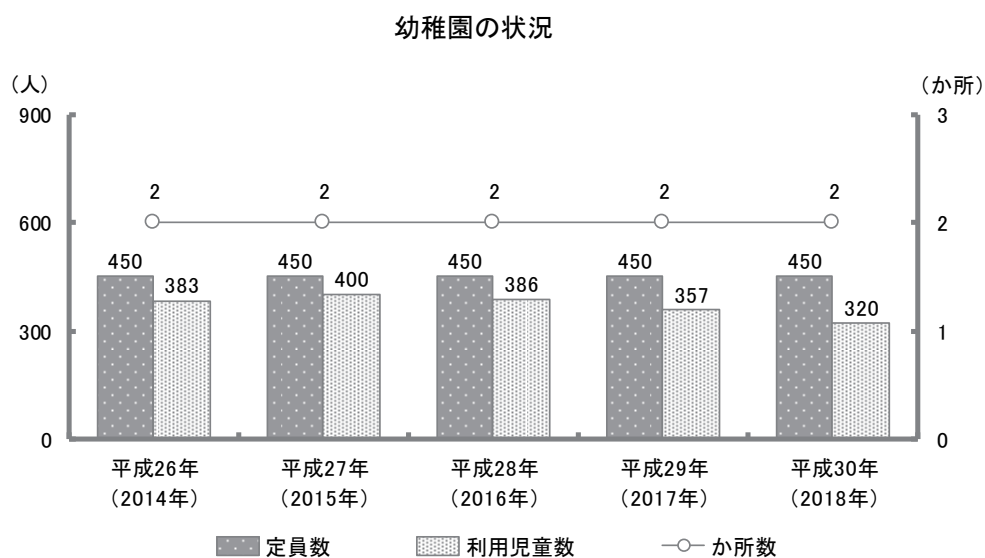
本町の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。



（６）教育・保育サービス等の状況・・・・・・・・

① 幼稚園の状況

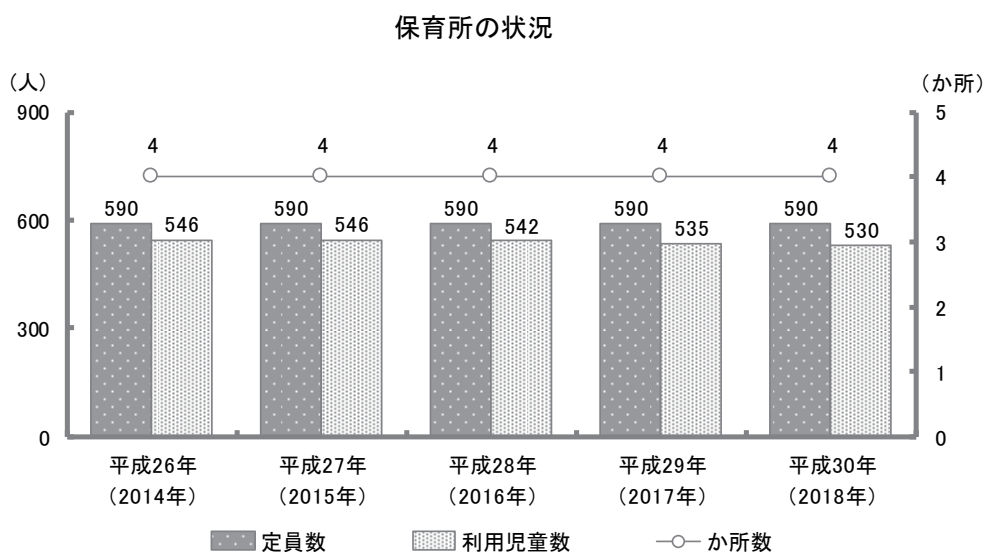
本町の幼稚園の状況をみると、定員数・か所数は横ばいで、利用児童数は平成27年より年々減少しており、平成30年で定員数450人、利用児童数は320人となっています。



資料：庁内資料

② 保育所の状況

本町の保育所の状況をみると、定員数・か所数ともに横ばいで、利用児童数は減少傾向となっており、平成30年で定員数590人、利用児童数530人となっています。



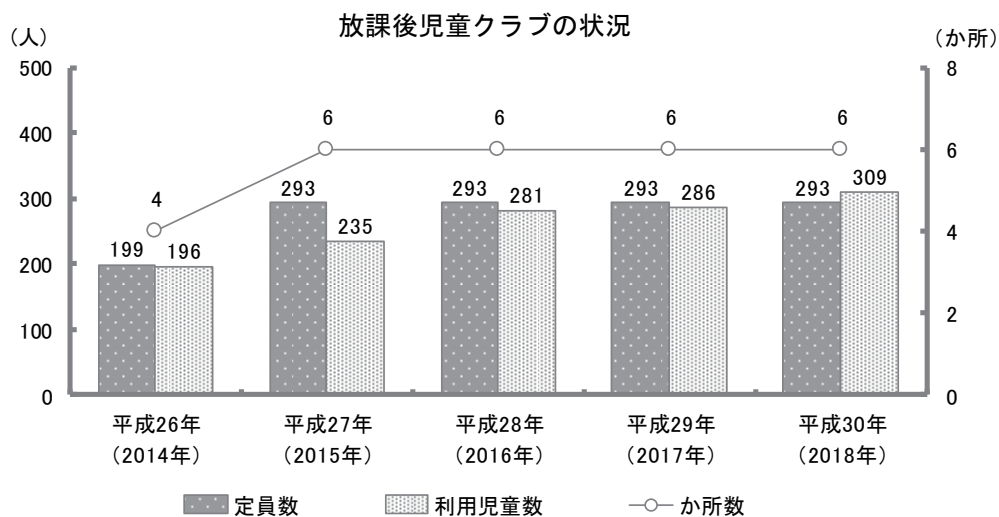
資料：庁内資料

(7) 放課後児童クラブの状況

① 放課後児童クラブの状況

本町の放課後児童クラブにおける定員数・か所数は、平成27年以降横ばいで、利用児童数は年々増加しています。利用児童数は、平成30年で309人となっています。

また、本町では、TCPトリビンスプランの実施に伴い、平成30年度に平成31年度からの入所条件緩和に対応できる施設整備を実施しました。



資料：庁内資料

2 吉田町の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

これまでの吉田町子ども・子育て支援事業計画の基本目標に基づき、本町の子どもを取り巻く現状やアンケート調査結果を踏まえ、本町の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 地域における子育て支援・・・・・・・・

国においては、「子育て安心プラン」において、令和2年度末までに待機児童の解消を目指しています。本町では、待機児童は発生しておらず、保育の量の確保については現状では十分に提供できています。

アンケート調査では、保護者の就労希望をみると、母親ではパートタイム等からフルタイムの転換希望や未就労から就労を希望する保護者がみられ、潜在的な保育ニーズがみられます。また、利用したい教育・保育サービスとして、認可保育所の割合が50.7%と最も高く、次いで幼稚園の割合が50.1%となっており、認可保育所を希望する人が多くみられます。

子どもの人口は減少しており、今後も減少が予想されていますが、保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは増加している状況です。今後も、保護者の就労状況の変化を踏まえ、適切に教育・保育ニーズの量の確保を行うことが必要です。

(2) 子どもと親の健康づくり・・・・・・・・

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。国においては、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することを目指しています。

アンケート調査では、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」が約1割、子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無が「いない／ない」の割合が3.6%とわずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がいない人がいます。

妊娠・出産・子育ての不安が解消され、安心して子どもを生み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

また、子育てが一段落ついた方を地域で子育ての担い手として活用し、身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。

さらに、子育ての相談窓口をはじめ、子育てに関する情報提供の充実を図る必要があります。

（３）子どもが健やかに育つ教育環境の整備・・・・・・・・

本町では、すべての住民がその人らしく自立した生活が送れるよう、健やかで安心できる生活を目指し、高齢、障害、子育て、健康の各分野においてともに支えあう健康で心豊かなまちづくりを目指しています。

しかしながら、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱えている親が増加しています。本町においては、20 歳代の転入、転出が多く、若年世帯をいかに地域とつないでいけるかが重要です。

アンケート調査結果によると、子育てに最も影響すると思う環境としては「家庭」の割合が9割以上と最も高いものの、「地域」の割合も約3割となっています。また、子育てについて気軽に相談できる人として、「祖父母等の親族」、「友人や知人」の割合が高くなっていますが、祖父母などの親族に子どもを預かってもらうことについては、相手の負担等を考えて不安を抱える人も多くなっています。

子育てのしやすい環境の拡大に向けて、今後も子育てにおける祖父母等の役割は重要です。地域の特性を生かし、祖父母等の子育ての学び直しの機会をつくり、祖父母等と協力した子育てを進めることが必要です。また、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実も図ることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちづくりにつながります。

（４）子育てと仕事の両立支援・・・・・・・・

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。平成 29 年 10 月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は増加していますが、一方で父親の取得状況は大きな変化はなく、いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。また、利用者のニーズに対

応して多様な子育て支援サービスの展開や保育所、放課後児童クラブ等を整備することが必要です。

（５）子育てにやさしい生活環境の整備・・・・・・・・

子どもやベビーカー等で乳幼児を連れた保護者は、道路の段差やエレベーター及びエスカレーターのない施設、使用しづらいトイレ等の交通・生活環境に不安や負担を感じており、日常生活において様々な面で利用しやすい道路や交通機関等の環境づくりが求められています。

引き続き、道路、公園、建築物等の町の公共施設や不特定多数の住民が利用する民間事業所のユニバーサルデザイン化を推進するとともに、住民が互いを理解し、すべての住民が安心して子育てができる地域での意識の醸成を図る必要があります。

（６）子どもの安全の確保・・・・・・・・

近年、子どもたちを狙った犯罪や子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成 30 年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化等を掲げ、取り組んでいます。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目の中で、のびのびと遊び、学ぶことのできる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

（７）支援を必要とする方への取組・・・・・・・・

児童虐待への対応については、従来から制度改正や関係機関の体制強化等により、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）を発見し

た際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

すべての子どもは、障害の有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進と合理的配慮のもと、支援の質の確保及びその向上を図り、障害のある子ども本人やその家族のために児童発達支援を提供していくことが重要です。

子どもの発達面で不安を抱えている子育て家庭の相談支援体制や発達に支援が必要な子どもへの支援の強化とともに、保育所、放課後児童クラブ等における受入体制の充実を図る必要があります。

また、「子どもの貧困」については、母子家庭や父子家庭の生活を支える様々な子育て支援の施策の充実や地域における子育て支援の推進等に努めるとともに、将来の貧困の連鎖を防ぐことも視野に入れ、子ども自身への支援についても取組を進めていきます。



第3章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本計画では、吉田町次世代育成支援行動計画の基本理念である「子どもたちが健やかにいきいきと育つよう みんなで子育てできるまち」を引き継ぎ、計画の方向性や基本的な視点をさらに明確に反映し、これからの吉田町を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望の持てるまちを目指して、次のように基本理念を定めます。



基 本 理 念

子どもたちが健やかにいきいきと育つよう
みんなで子育てできるまち



2 基本目標

(1) 地域における子育て支援・・・・・・・・

核家族化や共働き家庭の増加等の社会状況の変化による保育ニーズの高まりに対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

(2) 子どもと親の健康づくり・・・・・・・・

子育ての状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応したサービスの質・量を充実させる必要があります。

また、子どもと親の健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもが心身ともに健康で過ごせる環境づくりに取り組みます。

(3) 子どもが健やかに育つ環境の整備・・・・・・・・

子どもが権利を持つ主体であるといった認識のもと、子どもの育ちを第一に考え、今後も子どもが健やかに、安心して成長していける環境づくりに努めます。

また、安心して出産や子育てができるよう、妊娠期からの子どもの発育・発達への支援に取り組むとともに、子どもの自主性や社会性の育成及び家庭の子育て・教育力の強化等、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

(4) 子育てと仕事の両立支援・・・・・・・・

安心して仕事と子育てを両立できる環境づくりの観点から、多様な保育サービスや放課後子ども総合プランを踏まえた放課後児童対策の充実を図っていくとともに、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

（５）子育てにやさしい生活環境の整備・・・・・・・・

様々な子育ての不安や負担感の軽減をはじめ、安心して外出できるまちづくりや子どもの遊び場の整備等、引き続き、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努めます。

相談・情報提供の充実を図るとともに、経済的支援の充実や地域ぐるみの防犯体制の整備を図ります。

また、子どもが安心して外出し、のびのびと遊ぶことができるよう、安全・安心な環境の整備にも努めていきます。

（６）困難を抱える子どもと家庭への支援・・・・・・・・

障害のある子ども等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

また、「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等を踏まえながら、相談対応や負担軽減等の支援施策の充実等、経済的困難を抱える家庭への対応を検討してまいります。

3 施策の体系

[基本理念]

[計画]

[基本目標]

[基本施策]

子どもたちが健やかにいきいきと育つよう みんなで子育てできるまち

子ども・子育て
支援事業計画

次世代育成支援
行動計画

1 地域における
子育て支援

(1) 量の見込みと確保方策

2 子どもと親の
健康づくり

(1) 子育て支援施設及び子育て支援サービスの充実

(1) 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援

(2) 食育の推進

(3) 思春期保健対策の充実

(4) 小児医療等の充実

3 子どもが健やかに育つ環境の整備

(1) 次代の親の育成

(2) 学校等の教育環境の整備

(3) 家庭や地域の教育力の向上

(4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

4 子育てと仕事の
両立支援

(1) 多様な働き方の実現

(2) 仕事と子育ての両立の推進

5 子育てにやさしい生活環境の整備

(1) 良質な住宅の確保

(2) 安全・安心のまちづくり

(3) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

6 困難を抱える子どもと家庭への支援

(1) 児童虐待防止対策等の充実

(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

(3) ひとり親家庭等の自立支援の推進

(4) 障害児施策の充実

(5) 子どもの貧困対策



第4章 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、町は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「吉田町子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況



に応じ、全町域で柔軟に教育・保育の提供を行うため町全域を1つの区域と決めました。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「量の見込み」等を算出する項目・・・・・・・・

下記の事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	対象事業 (認定区分)			対象家庭 (例)
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間が短時間の家庭
2	保育認定	幼稚園 認定こども園 保育所	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定	ひとり親家庭 共働き家庭

【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	対象事業	対象家庭 (例)
1	時間外保育事業	ひとり親家庭、共働き家庭
2	放課後児童健全育成事業	ひとり親家庭、共働き家庭
3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	すべての家庭
4	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭
	一時預かり事業（幼稚園を除く一時預かり等）	ひとり親家庭、共働き家庭
6	病児・病後児保育事業	すべての家庭
7	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭
8	利用者支援事業	すべての家庭
9	妊婦健康診査事業	すべての妊婦
10	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭
11	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業	—
13	多様な事業者の参入促進・能力開発事業	—

(2) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童を持つ保護者と小学校児童を持つ保護者を対象者としたニーズ量調査の結果を基に、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本町の地域特性の整合性等を検証しながら、一部補正を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



【 家庭類型について 】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム 就労 (産休・育 休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				120 時間 以上	120 時間 未満 64 時間以上	64 時間 未満	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		タイプD
パートタ イム就 労 (産休・ 育休含 む)	120 時間以上		タイプC	タイプE	タイプE'		
	120 時間未満 64 時間以上		《保育の必要性あり》				
	64 時間未満		タイプC'	《保育の必要性なし》			
未就労			タイプD				タイプF

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 下限時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
 ※ 育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を、国立社会保障・人口問題研究所のまとめた『日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）』を基に推計しました。

単位：人

年 年齢	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
0歳	232	230	228	227	226
1歳	235	232	229	227	227
2歳	243	234	232	229	227
3歳	250	243	234	232	229
4歳	265	250	243	234	232
5歳	224	264	250	242	233
6歳	240	224	264	249	242
7歳	252	240	224	264	249
8歳	262	252	240	224	264
9歳	262	262	252	240	224
10歳	276	262	262	252	240
11歳	299	276	262	262	252

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保量を定めました。

【現状】

区分		平成27年度（2015年度）				平成28年度（2016年度）			
		1号 認定	2号 認定	3号 認定 (1・2歳)	3号 認定 (0歳)	1号 認定	2号 認定	3号 認定 (1・2歳)	3号 認定 (0歳)
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	26人	334人	153人	35人	58人	334人	176人	41人
新制度未移行 幼稚園	上記以外の 幼稚園	438人	—	—	—	423人	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、 家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	1人	—	—	—	—	—
合 計		464人	334人	154人	35人	481人	334人	176人	41人

		平成29年度（2017年度）				平成30年度（2018年度）			
		1号 認定	2号 認定	3号 認定 (1・2歳)	3号 認定 (0歳)	1号 認定	2号 認定	3号 認定 (1・2歳)	3号 認定 (0歳)
特定教育・ 保育施設	幼稚園、 保育園、 認定こども園	41人	328人	175人	44人	45人	306人	203人	44人
新制度未移行 幼稚園	上記以外の 幼稚園	404人	—	—	—	373人	—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模、 家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	—	—	7人	3人	—	—	9人	—
合 計		445人	328人	182人	47人	418人	306人	212人	44人

※ 上記の数は、町外の新制度未移行幼稚園等に通う子どもの数を含んでおりません。

【令和2年度（2020年度）】

区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		739人			478人	232人
量の見込み（A）		178人	199人	350人	202人	51人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	—	—	352人	190人	48人
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	450人		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	—	—	—	12人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		450人		352人	202人	51人
過不足（C）＝（B）－（A）		73人		2人	0人	0人

【令和3年度（2021年度）】

区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		757人			466人	230人
量の見込み（A）		183人	204人	352人	201人	51人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	—	—	352人	190人	48人
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	450人		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	—	—	—	12人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		450人		352人	202人	51人
過不足（C）＝（B）－（A）		63人		0人	1人	0人

【令和4年度（2022年度）】

区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		727人			461人	228人
量の見込み（A）		175人	196人	345人	200人	51人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	—	—	352人	190人	48人
新制度未移行幼稚園	上記以外の幼稚園	450人		—	—	—
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	—	—	—	12人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		450人		352人	202人	51人
過不足（C）＝（B）－（A）		79人		7人	2人	0人

【令和5年度（2023年度）】

区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		708人			456人	227人
量の見込み（A）		171人	191人	336人	197人	50人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	—	—	352人	190人	48人
新制度未移行 ない幼稚園	上記以外の幼稚園	450人		—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	—	—	—	12人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		450人		352人	202人	51人
過不足（C）＝（B）－（A）		88人		16人	5人	1人

【令和6年度（2024年度）】

区分		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		694人			454人	226人
量の見込み（A）		167人	187人	329人	197人	50人
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	—	—	352人	190人	48人
新制度未移行 ない幼稚園	上記以外の幼稚園	450人		—	—	—
特定地域型 保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	—	—	—	12人	3人
企業主導型保育事業		—	—	—	—	—
認可外 保育施設	認証保育所など上記以外の施設	—	—	—	—	—
確保量合計（B）		450人		352人	202人	51人
過不足（C）＝（B）－（A）		96人		23人	5人	1人

※ 算出された令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の量の見込みは、町内施設で確保することを前提とした計画です。
したがって、町外の施設の確保量の記述はありません。

※3号認定保育利用率（満3歳未満の子ども）

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
0～2歳推計児童数	710人	696人	689人	683人	680人
3号認定の量の見込み	253人	252人	251人	247人	247人
保育利用率	35.6%	36.2%	36.4%	36.2%	36.3%

【今後の方向性】

町内にある保育所や幼稚園等の利用定員でニーズ量を確保できる見込みです。

しかし、0歳～2歳においては、保護者の就労状況等で今後ますます保育ニーズが増加する可能性があることから、既存施設の弾力的運用等の受入れにより確保を図ります。

また、保育ニーズに沿う施設の誘致を検討し、確保量の増加につなげていきます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 時間外保育事業

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	40人	118人	142人	144人

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (A)	159人	160人	156人	153人	151人
確保量 (B)	159人	160人	156人	153人	151人
過不足 (C) = (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

既存の体制でニーズ量を確保できる見込みです。長時間保育が子どもの負担とならないように配慮しながら、保護者のニーズに応えます。

(2) 放課後児童健全育成事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余
裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図
る事業です。

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	235人	281人	286人	309人
実施か所数	6か所	6か所	6か所	6か所

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (A)	422人	404人	398人	393人	391人
1年生	143人	136人	144人	140人	138人
2年生	128人	122人	118人	117人	118人
3年生	99人	95人	91人	91人	92人
4年生	16人	16人	14人	14人	13人
5年生	26人	25人	23人	22人	22人
6年生	10人	10人	8人	9人	8人
確保量 (B)	518人	518人	525人	525人	525人
過不足 (C) = (B) - (A)	96人	114人	127人	132人	134人

【 今後の方向性 】

既存の施設で量の見込みが確保できる見込みです。低学年の利用見込みが多い傾向
は続くため、クラス編成等を工夫し、保護者のニーズに应运えていきます。

※ 入所基準を緩和しても受け入れが可能となるよう、平成30年度に施設整備を実
施し、クラブ数を6か所から11か所に増設、定員数も518人に増やしました。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	0人	0人	0人	0人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (A)	0人	0人	0人	0人	0人
確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量 (B)	0人	0人	0人	0人	0人
過不足 (C) = (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

利用実績はありませんが、受入体制は整備されており、制度の周知を図るとともに、引き続き、サービスを必要とする家庭の状況に応じて対応します。

(4) 地域子育て支援拠点事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
延べ利用者数	12,388人	11,472人	9,894人	8,734人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	9,899人	9,703人	9,606人	9,522人	9,480人
確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量(B)	9,899人	9,703人	9,606人	9,522人	9,480人
過不足(C)=(B)-(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

保育所等への入所が低年齢化していることに伴い、量の見込みは減少傾向ですが、子育てについての相談、情報の提供を求める保護者の手助けを行い、必要があれば適切な支援へとつなげていきます。また、実施内容について周知啓発し、利用しやすい運営に努めます。

(5) 一時預かり事業

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
延べ利用者数	29,274人	29,227人	29,448人	26,762人
実施か所数	2か所	2か所	2か所	2か所

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (A)	29,286人	30,000人	28,811人	28,058人	27,503人
幼稚園における 在園児を対象 とした一時預かり	464人	476人	457人	445人	436人
2号認定による 定期的な利用	28,822人	29,524人	28,354人	27,613人	27,067人
確保量	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
提供量 (B)	29,286人	30,000人	28,811人	28,058人	27,503人
過不足 (C) = (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

② 教育・保育施設等（幼稚園を除く）における一時預かり等

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
延べ利用者数	1,051人	991人	887人	1,023人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	1,182人	1,178人	1,153人	1,135人	1,124人
確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量(B)	1,182人	1,178人	1,153人	1,135人	1,124人
過不足(C)=(B)-(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

①・②とも、既存施設で量の見込みが確保できる見込みです。令和元年10月からスタートした幼児教育・保育の無償化により、2号認定を受けた児童が幼稚園の一時預かりを利用した場合は、利用料が無償（限度額あり）となる制度が始まりましたので、内容について、引き続き、周知してまいります。

また、認定を受けていない乳幼児の一時預かりについては、保護者のニーズに添うよう受け入れ体制を確保していきます。

(6) 病児保育事業（病児・病後児保育事業） ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

本町では、すみれ保育園内の専用施設内で、病気回復期の児童を預かる病後児保育を実施しています。

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	2人	11人	0人	0人
実施か所数	1か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	10人	10人	10人	10人	9人
確保量	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提供量(B)	480人	480人	480人	480人	480人
過不足(C)=(B)-(A)	470人	470人	470人	470人	471人

【 今後の方向性 】

病後児保育を1か所で対応しています。現在利用実績は0人となっていますが、今後も、利用状況に応じて実施できるように努めていきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【 概要 】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（リクエスト会員）と、当該援助を行うことを希望する者（サポート会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

本町では、平成28年度にセンターを立ち上げ、平成29年度から子どもの預かりを実施しています。

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
利用者数	—	0人	28人	208人

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (A)	192人	182人	178人	179人	177人
確保量 (B)	192人	182人	178人	179人	177人
過不足 (C) = (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

サポート会員が増加する策を講じるとともに、サポート会員の質が向上するような体制を整えていきます。

(8) 利用者支援事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを総合的に行う事業です。保健センター内に子育て世代包括支援センター「よしにこ」を開設し、母子保健コーディネーターと保健師が妊娠・出産・子育て期にわたる母子保健や育児に関する悩みに対して相談、支援を行うとともに、関係機関と連携して切れ目ない支援を実施しています

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
設置か所	0か所	1か所	1か所	1か所

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (A)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保量 (B)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
基本型・特定型	—	—	—	—	—
母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
過不足 (C) = (B) - (A)	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所

【 今後の方向性 】

子育て世代包括支援センター「よしにこ」を中心に関係機関との連携を図り、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を実施するための体制を強化していきます。

(9) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

妊婦の健康管理を行い、母子の健康の保持及び増進を図るため、医療機関や助産所において、妊婦健康診査を実施する事業です。妊娠の届出の際に、母子健康手帳交付と併せて、基本健診14回、超音波検査4回、血液検査1回、血算検査1回、GBS検査1回分の妊婦健康診査受診票を交付しています。

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
延べ利用者数	2,928人	2,623人	2,754人	2,548人

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み(A)	3,248人	3,220人	3,192人	3,178人	3,164人
確保量(B)	3,248人	3,220人	3,192人	3,178人	3,164人
過不足(C)=(B)-(A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

妊娠期からの健康を維持するため、妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導及び治療を受けることができるよう医療機関等等と連携を図るとともに、母子健康手帳交付時に妊婦健康診査の必要性について説明を行い、受診勧奨していきます。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保健師又は助産師が、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの健全な発育、発達のための保健指導、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

また、産婦の育児に関する不安や悩みに対し、早期に支援を行います。

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
訪問件数	247件	227件	222件	230件

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (A)	232人	230人	228人	227人	226人
確保量 (B)	232人	230人	228人	227人	226人
過不足 (C) = (B) - (A)	0人	0人	0人	0人	0人

【 今後の方向性 】

対象家庭を全戸訪問し、育児保健指導、母子保健サービスや子育て支援事業に関する情報提供を行い、早期に必要な支援を実施していきます。

(11) 養育支援訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【 現状 】

区分	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
訪問件数	91件	88件	96件	99件

【 量の見込みと確保量 】

区分	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
量の見込み (A)	231件	231件	231件	231件	231件
確保量 (B)	231件	231件	231件	231件	231件
過不足 (C) = (B) - (A)	0件	0件	0件	0件	0件

【 今後の方向性 】

継続した支援が必要と判断した家庭等に専門的な相談・指導・助言・家庭訪問その他必要な支援を行います。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【 確保の内容 】

国の動向に応じ、支援が必要な家庭に対する助成を実施していきます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力開発事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

【 確保の内容 】

国が示す具体的な内容に従って、適切な手段を講じていきます。

6 幼児期の学校教育・保育の連携等の推進

町内には現在、幼稚園が2か所、保育所が4か所、小規模保育事業所が1か所あり、保育ニーズに対する供給量の確保に努めてきました。今後においては、法令の整備による各種サービスの充実に伴い、就労意向を持つ母親の増加が考えられることから、保育ニーズ自体が高まっていく可能性があります。

令和元年10月からは保護者の負担軽減を図るため、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3歳から5歳までの子どもたちの利用料及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

このような状況の中で、国の動向や社会情勢の変化を注視しつつ、本町においても必要に応じて、幼児期の教育・保育の連携及び質の向上について検討していくこととします。

(1) 認定こども園等の誘致・・・・・・・・

新制度の趣旨を踏まえ、幼稚園・保育所の機能や特長を持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園等、保護者のニーズに対して必要となる施設の誘致を検討します。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等について・・・・

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、保育教諭等の合同研修等に対して支援を行います。

(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進・・・

質の高い教育・保育の提供や、地域子ども・子育て支援事業の充実が果たす役割・意義等を踏まえ、切れ目ない総合的な子ども・子育て支援を行うとともに、利用者支援事業等による情報提供や相談体制の充実を図ります。

(4) 教育・保育施設、地域型保育事業等の連携・・・・・・・・

教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互連携については、認定こども園・幼稚園・保育所と地域型保育事業者との契約等の締結等、両者の適切な連携を支援します。

(5) 幼保小連携の推進

幼稚園・保育所・小学校が連携して、園児と小学生との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解など積極的な連携を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性などを勘案しつつ、給付方法の検討を行います。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況などの情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。



第5章 吉田町次世代育成支援行動計画

基本目標 1 地域における子育て支援

基本施策（1）子育て支援施設及び子育て支援サービスの充実・・・・・・・・

親子で遊べ、子育て相談等も行える施設を運営することにより、乳幼児及び保護者が安心して気持ちよく利用でき、リフレッシュできる施設を運営します。

また、子どもの預かりサービス等の充実に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	児童館の運営	次世代を担う児童（0～18歳未満の児童・生徒）に、健全な遊び場を与え、集团的・個別的に指導して健康を増進し、心身共に健やかに成長できるよう努めるとともに、保護者及び地域の人々に対する地域交流、次世代交流、各種団体の交流の場や機会の充実に努め、地域ぐるみの子育て支援社会の実現を目指します。	こども未来課
②	地域子育て支援拠点事業 （ベビーマッサージ、リトミック教室、親子deヨガ、親子教室、ごはんのおはなし、子育てサークル、みんなおいで等）	おおむね3歳未満の児童に子どもの遊び場を提供するとともに、その保護者等を対象に気軽に参加できる交流の場を提供します。また、子育てに関する不安解消のために、子育て関連情報の提供、子育て相談、援助、親子教室等の開催及び子育て支援活動を行う団体等との交流の場を提供します。	こども未来課
③	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とを結びつけるための組織を運営します。	こども未来課
④	公共施設の子育て環境の充実	町の所管する施設への子育て支援スペースの充実等を働きかけます。	こども未来課

基本目標 2 子どもと親の健康づくり

基本施策（１）妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援・・・・・・・・

子ども一人ひとりの健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持、子どもの成長や発達、子育ての環境に応じた適切な支援につなげる取組を進めるとともに、妊娠時期からの健康教育や相談事業を通じて、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の充実を図ります。

また、安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制づくりを充実させる一環として、子育て世代への経済的支援を実施します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	出産祝金事業	出産後の多子世帯への経済的援助を強化するため、第2子の子どもを出産した方に50,000円、第3子以降の子どもを出産した方に100,000円の出産祝金を支給します。	こども未来課
②	母子健康手帳交付	母子健康手帳の意義や使い方を伝えるとともに、妊娠や分娩、産後の保健指導、健康相談を行い、妊婦の不安や心配が軽減できるよう、様々なサービスを紹介し、妊娠、出産、育児が安心して行えるよう支援します。	健康づくり課
③	妊産婦・新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業）	保健師、助産師等の専門職が家庭を訪問し、母子の心身の健康状態の把握、各家庭に応じた健康相談、保健指導、情報提供を行い、妊娠中、産後の不安の軽減を図ることで安定した妊娠期、産後が送れるよう支援します。また、支援の必要な妊産婦、子どもの早期把握に努め、子育て世代包括支援センター等の関係機関と連携を図りながら適切な支援につなげていきます。	こども未来課 健康づくり課
④	妊娠期及び産後の健康教育、産後ケア（パパママ教室、リフレッシュママ産後クラス、産後ケア事業）	妊娠期及び産後の心身の変化や健康管理、食生活、育児等についての知識を伝えるとともに、妊娠期からの仲間づくりや母性、父性に対する意識の向上、産後の母親の孤立感や育児不安の軽減、心身のケアを行うことで精神的安定を図り、出産、育児を安心して行える環境づくりを進めます。	健康づくり課
⑤	妊産婦の健康診査、健康相談	妊娠中及び産後の異常を早期に発見し、適切な指導を行うことで母子の健康の保持増進を図ります。また、心身のケアや育児サポートの必要な妊産婦を早期に把握し、安心して育児が行えるよう助産師による健康相談や産前産後サポート、産後ケア事業等の適切な支援につなげていきます。	健康づくり課
⑥	不妊・不育症相談支援、不妊・不育症治療費助成	不妊・不育に悩むご夫婦に対し、専門職による相談・精神的サポートを行っていきます。また、不妊治療や不育症治療にかかる費用の助成を行い、安心して妊娠期を迎えられるよう支援を実施していきます。	健康づくり課
⑦	乳幼児の健康診査、健康相談（新生児聴覚スクリーニング検査、定期健康診査、定期健康相談、定期歯科相談）	疾病を早期に発見するとともに、安心して育児が行えるよう、多職種の専門職で関わりながら子どもの発育、心身の発達・子育ての環境等に応じた相談、保健指導を行い、きめ細かな支援をしていきます。	健康づくり課

No.	事業名	事業概要	主担当課
⑧	健診事後指導・相談・乳幼児訪問 (健診事後指導(心理相談、幼児相談、わかめサークル)・乳幼児訪問)	健診等で支援が必要とされた子どもと保護者に対し、心理士や療育機関、関係機関と連携して専門的な相談の場やサービスを提供することで健やかな発育、発達を促し、育児を安心して行える環境づくりを進めます。また、家庭や就園先等への訪問、電話や面談による相談を随時実施し、継続的な相談、支援を実施します。	健康づくり課
⑨	歯科保健対策 (妊婦歯科健康診査、乳幼児及び保護者に対する歯科相談及び指導事業、フッ素塗布、フッ素洗口事業)	妊娠中からの口腔衛生指導により、妊婦自身や生まれてくる子どもへの歯の健康に対する関心、予防意識の向上を図ります。また、継続した歯科保健指導、フッ素塗布、保育所、幼稚園でのフッ素洗口を通し、親へ正しい食習慣や歯磨きの知識を普及していくことにより子どものむし歯予防を推進します。	健康づくり課
⑩	感染症予防事業(予防接種事業・助成事業)	感染症に対する正しい知識の普及、啓発を推進します。感染症から子どもを守るため予防接種事業を推進し、未接種者へは接種勧奨を行い接種率の向上に努めます。	健康づくり課
⑪	子育て世代包括支援センター事業 (よしにこ)	主に妊娠期から生後1年までの子育て期にわたるニーズに対しての総合的相談や支援、関係機関等の連絡調整、支援が必要な妊産婦等の支援プランの作成等を行います。	健康づくり課
⑫	電子親子手帳事業 (よしにこダイアリー)	妊婦や乳幼児の健診情報記録や子どもの成長記録、予防接種のスケジュール管理が保護者自身で行うことができるアプリの利用促進を図ります。	健康づくり課
⑬	妊娠出産等応援パッケージ助成(よしにこパッケージ)	妊婦健診、出産、産婦健診時の交通費、新生児期の検査に係る費用をパッケージにして助成します。	健康づくり課

基本施策（２）食育の推進・・・・・・・・

保健・教育分野等が連携して、妊娠期から乳幼児期、学童期へと、幅広い層に対して食に関する学習や情報提供の機会を提供し、知識の高揚に努めます。

また、食に関する情報提供や学習機会の充実を図るとともに、保護者にも子どもにも必要な情報が届くよう、情報提供の充実に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	キッズクッキング	親子を対象に栄養や調理の話、実習などを行い、家庭での食事づくりや「食」に対する関心を高めるよう食育を進めます。また、子どもだけの教室も開催します。	こども未来課
②	保育所・幼稚園での食育活動	保育、教育の一環として野菜を育て収穫することで食べる事の楽しさや大切さを実感できる食育を実施します。また、規則正しい食生活の基礎作りに努めます。	こども未来課
③	地域子育て支援拠点事業（ベビーマッサージ、リトミック教室、親子deヨガ、親子教室、ごはんのおはなし、子育てサークル、みんなおいで等）（再掲）	おおむね3歳未満の児童に子どもの遊び場を提供するとともに、その保護者等を対象に気軽に参加できる交流の場を提供します。また、子育てに関する不安解消のために、子育て関連情報の提供、子育て相談、援助、親子教室等の開催及び子育て支援活動を行う団体等との交流を行います。	こども未来課
④	妊産婦・乳幼児の栄養教育、相談事業 （リフレッシュママ産後クラス・離乳食教室・乳幼児健康相談）	離乳食や乳幼児期の栄養に関する知識、産後の栄養の摂り方等について健康教育、相談を行います。	健康づくり課
⑤	栄養教育事業	小中学生に食事の大切さ、バランスの良い食事、規則正しい摂食などの大切さを教えるため、家庭科、保健体育科及び学級活動の時間に栄養教育を行います。	学校教育課

基本施策（３）思春期保健対策の充実・・・・・・・・

思春期になると、安易な性行為に走ったり、喫煙・飲酒をする子どもが増加傾向にあると見られ、加えて全国的にも子どもの薬物使用が増加していると言われています。

思春期の保健対策として、生命の誕生と性、性感染症等に関する正しい知識の普及、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響についての啓発等を行うとともに、誰もが気軽に相談できるよう、相談場所や相談方法の工夫を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	次世代への健康教育 （未来のパパママ応援事業）	将来親となる世代が、適切な心身の健康づくりに取り組めるよう、生命誕生の尊さ、妊娠出産、性感染症予防、生活習慣病予防の正しい知識の普及、啓発を行います。	健康づくり課
②	道徳授業	道徳の授業を通して、異性に対する正しい理解と友情を育てるとともに生命の大切さを理解させ、望ましい行動が取れるよう教育・啓発を行います。	学校教育課
③	保健体育授業	保健の授業を通して、体の発育・発達や心の発達について、正しく理解させ、よりよく生きるための行動が取れるよう教育・啓発を行います。	学校教育課
④	教育相談員の配置	不登校児童生徒やその保護者、教職員に対して電話相談、面接相談等を通して、家庭や学校での過ごし方等について助言します。	学校教育課

基本施策（４）小児医療等の充実・・・・・・・・

小児医療の充実に向けて、医師会や近隣市町医療機関と連携し、休日・夜間急患診療体制について子育て家庭への周知を図り、小児医療の受診機会の確保に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	こども医療費助成事業	乳幼児・小学生・中学生・高校生の疾病の慢性化の予防及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、医療費の助成を行います。	こども未来課
②	小児救急医療体制の周知	小児救急電話（＃8000）の周知、医師会や近隣市町医療機関、志太榛原地域救急医療センターと連携し、休日・夜間急患診療体制の維持に努めます。	健康づくり課
③	休日当番医の情報提供	広報よしだやよしだポケットニュース（よしポケNEWS）等を活用し、休日当番医の情報を周知します。	健康づくり課

基本目標 3 子どもが健やかに育つ環境の整備

基本施策（１）次代の親の育成 ・ ・ ・ ・ ・

これから親になっていく人たちが、結婚や子どもを生み育てることに行き過ぎた不安や負担感を抱かず、夢を持てるよう、これからも啓発を進めていきます。

また、子育てを行っている親が持てる力を発揮し、性別に関係なく子育てに関する喜びや楽しみを感じ、分かち合いながら子育てを行っていただけるよう、家庭の子育て力、教育力を強化する支援やそのための地域環境づくりを進めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	相談員の配置	こども未来課内に相談員を配置し、電話・面談による相談に応じ、問題解決ができるよう話し合います。また、必要に応じて定期的な訪問も行います。	こども未来課
②	次世代への健康教育 （未来のパパママ応援事業）（再掲）	将来親となる世代が、適切な心身の健康づくりに取り組めるよう、生命誕生の尊さ、妊娠出産、性感染症予防、生活習慣病予防の正しい知識の普及、啓発を行います。	健康づくり課
③	福祉体験	小中学生を対象に、アイマスク体験、車いす体験、障害のある方からお話を聞く会等の福祉体験を行います。	学校教育課
④	育児体験	中学生を対象に、保育所に出向いて、乳幼児の育児体験を行います。また、幼稚園の乳幼児の育児体験を推進します。	学校教育課

基本施策（２）学校等の教育環境の整備・・・・・・・・

学校施設・設備の充実を図るとともに、子ども一人ひとりに応じた、きめ細やかな教育を実施します。

子どもたちに基礎的な知識及び、技能、思考力、判断力、表現力等及び主体的に学習に取り組む態度等で構成された確かな学力を身につけさせるため、教育の体制の一層の充実を図ります。

幼児期からの子どもの発達や学習の連続性を重視し、学ぶ意欲や自尊感情を高める取組を推進し、「生きる力」をバランスよく育む教育環境を整備するとともに、町の特徴を生かした教育を推進します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	学校評議員制度	地域の多様な意見を把握し、学校経営に反映できるよう、学校評議員制度を活用します。	学校教育課
②	少人数教育	一人ひとりの能力に応じた学習を進めるため、少人数学級の設置を推進します。	学校教育課
③	教職員研修	教職員研修を行うことにより、教職員の資質を向上させ、頼もしい先生を育成します。	学校教育課
④	特別支援教育	学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等に対する知識の習得と対応をサポートし、学校における特別支援教育を充実させます。	学校教育課
⑤	総合的な学習の時間	各学校単位で地域の自然・人・行事等へのかかわりを大切にした体験・交流活動を推進することにより、自分の生き方を考えることができる児童生徒を育成します。	学校教育課
⑥	道徳授業	道徳授業を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲や態度を育て、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養います。	学校教育課
⑦	図書の読み聞かせ	地域のボランティアに協力を要請し、教室での図書の読み聞かせを行います。	学校教育課
⑧	教育相談員の配置（再掲）	不登校児童生徒やその保護者、教職員に対して電話相談、面接相談等を通して、家庭や学校での過ごし方等について助言します。	学校教育課
⑨	学校施設整備事業	よりよい教育環境を確保するため、学校施設の整備を進めます。	学校教育課
⑩	幼児教育カリキュラム	カリキュラムを基に幼稚園、保育所から小学校へと滑らかにつなぐ教育課程や指導方法の在り方について探り実践していきます。	学校教育課

基本施策（３）家庭や地域の教育力の向上・・・・・・・・

子育ては、家庭だけでなく地域の支援も必要となることから、地域で子育て家庭を支援するために、地域における身近な交流の場の確保や地域の住民団体や関係機関との連携強化に努め、子育ての応援ができるあたたかい地域社会を築くことができるよう、地域で子どもを育てる力の向上を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	相談員の配置（再掲）	こども未来課内に相談員を配置し、電話・面談による相談に応じ、問題解決ができるよう話し合います。また、必要に応じて定期的な訪問も行います。	こども未来課
②	子育てネットワークの形成	民生委員児童委員・子ども会育成連合会・保護者会等、子育て支援者のネットワークを形成し、よりきめ細かな支援につなげます。	こども未来課
③	子ども会活動	学校や家庭では成し得ない子どもたちの活動を行う子ども会育成連合会を支援します。	こども未来課
④	保育所・幼稚園だよりの発行	保育所・幼稚園だよりを発行し、保育、教育に関する情報提供を行います。	こども未来課 学校教育課
⑤	家庭学習の手引きの発行等	家庭学習の手引きの発行等により、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する情報の提供を行います。	学校教育課
⑥	家庭教育学級	小学校、中学校の１年生の保護者を対象とした学習会や親子交流教室を開催します。	生涯学習課
⑦	チャレンジ教室	学校の休日や放課後に地域住民が講師となり、様々な教室を開催します。	生涯学習課
⑧	スポーツ指導者の育成	スポーツ少年団の指導者やスポーツ推進委員を中心に研修会や講習会への参加を促進する等、育成と発掘に努めます。	生涯学習課
⑨	子どもをはぐくむ地域教育推進事業	地域の教育力を高めるために、住民主導による地域の子どもをはぐくむ体制づくりを推進します。	生涯学習課
⑩	放課後子ども教室推進事業	町内の児童に、放課後における安全・安心な居場所を設け、体験や地域住民との交流等の充実した放課後の居場所を提供します。	生涯学習課

基本施策（４）子どもを取り巻く有害環境対策の推進・・・・・・・・

少年犯罪や不審者等の有害環境から子どもたちを守るため、見守り・声掛け運動を広め、地域全体で子どもたちを育てる意識づくり、体制づくりを充実します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	情報モラル教育	学校において、情報モラル教育を実施することにより、子どもたちにインターネット等との正しいかわり方を指導します。	学校教育課
②	県下一斉少年補導	青少年健全育成委員による少年補導（夏季・冬季）を行います。	生涯学習課
③	子どもたちの見守り・声掛け運動	地域の青少年声掛け運動・笑顔いっぱい運動協力者による、見守り・声掛け運動を行います。	生涯学習課

基本目標 4 子育てと仕事の両立支援

基本施策（１）多様な働き方の実現・・・・・・・・

働き方の見直しに向けた様々な取組を推進するとともに、子育て家庭への就労支援や男女がともに協力して家庭内での役割を担っていくことができるよう、固定的な性別役割分担意識の解消に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	企業・事業所に対する意識啓発	性別に左右されず、育児・介護休暇の取りやすい環境をつくるよう働きかけるとともに、ワーク・ライフ・バランスの考え方を広く周知します。	企画課
②	子育てと仕事を両立させるための各種制度の普及啓発	育児・介護休暇制度の周知や、各家庭の状況に合わせた働き方ができるフレックスタイムや短時間勤務制度等の子育てと仕事を両立するための制度の普及を啓発し、子育てしやすい労働環境を奨励します。	企画課
③	個人に対する意識啓発	男女がともに能力を発揮し、対等な立場で活躍できる社会を推進するため、ワーク・ライフ・バランスや男女共同参画に関する講演会を開催し、個人の意識啓発を促します。	企画課

基本施策（２）仕事と子育ての両立の推進・・・・・・・・

子どもの出産後も働きたいと考えている女性や仕事と子育てを両立したいと考えている家庭が働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供を図ります。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	保育所の運営	保育所において、多様な保育サービスを充実させるため、適正な保育士の配置を行うとともに、利用者の意向を踏まえて運営します。	こども未来課
②	時間外（延長）保育	保護者の仕事の都合等で、長時間保育を希望する方のために、時間外（延長）保育を実施します。	こども未来課
③	放課後児童健全育成事業	放課後留守家庭の児童のため、放課後児童クラブを実施します。また、長期休暇時や土曜日の保育にも対応します。	こども未来課
④	一時預かり保育	保護者の就労形態の多様化に伴い、保護者の傷病、冠婚葬祭、育児に伴う心理的及び肉体的負担の軽減のため、一時的に保育が必要な児童に対する一時預かり保育を実施します。	こども未来課
⑤	病後児保育事業	就学前までの子育て家庭と就労の両立支援を図るため、ケガや病気の回復期にある子どもを一時的に専用施設で預かる保育を実施します。	こども未来課
⑥	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（再掲）	育児の援助を受けたい人と援助を行いたい人とを結びつけるための組織を運営します。	こども未来課

基本目標 5 子育てにやさしい生活環境の整備

基本施策（１）良質な住宅の確保・・・・・・・・

多様化する子育て世帯の住宅ニーズに対応し、ゆとりある住宅を確保することができるよう、特定優良賃貸住宅や県営住宅等の情報を提供するとともに、公営住宅等長寿命化計画に沿って、計画的・総合的に住宅供給を行います。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	ゆとりある住宅の情報提供	特定優良賃貸住宅や県営住宅等の優良住宅の情報を提供します。	都市環境課
②	町営住宅の整備	吉田町公営住宅等長寿命化計画に沿って、町営住宅を整備し、計画的・総合的に住宅供給を行います。	都市環境課

基本施策（２）安全・安心のまちづくり・・・・・・・・

公園や道路、交通機関、施設等の整備を進める際には、誰もが安全で安心して生活できる環境づくりに努めます。

また、町が公園、道路、公共施設等を整備する際には、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れるとともに、既存の公園、道路、公共施設などについては、ベビーカーでの親子連れや障害のある人たちも利用しやすいように、バリアフリー化を進めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	公共建築物のユニバーサルデザイン化	多くの住民が利用する公共施設の整備に当たっては、ユニバーサルデザインを取り入れた設計、施工を進めます。	総務課 企画課 都市環境課
②	民間建築物のユニバーサルデザイン化	移動円滑化法などに基づき、バリアフリー化の措置を要請するとともに、ユニバーサルデザイン化に向けた取り組みを促進します。	企画課 都市環境課
③	防犯灯の増設	各区からの要望により調査検討し、防犯灯を増設します。	防災課
④	公園の整備	見通しの良い樹木の管理やトイレの緊急警報システム設置などの安全対策とともに、ユニバーサルデザインに基づく公園整備を進めます。	建設課
⑤	道路改良に伴う歩道の整備	安心して歩くことができるような交通環境を確保するため、道路整備に合わせた歩道整備を進めます。	建設課

基本施策（３）子どもの交通安全を確保するための活動の推進・・・・・・・・

子どもや乳幼児等の親子連れに対する交通面での安全性に留意し、交通安全施設の設置、道路の拡幅や歩道の設置、交差点の改良等、安全な道路交通環境の整備を進めるとともに、就学前の児童や学校の生徒等に対する交通安全学習を推進します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	自転車乗り方教室	交通安全協会牧之原地区支部等と連携して、自転車マナーの向上に努めます。	防災課
②	交通指導員による立哨指導	研修への参加を促進して知識を深めるとともに、現場での指導を充実します。	防災課
③	地域ぐるみでの交通安全活動の促進	年４回の交通安全運動の中で、各家庭や学校での交通安全意識の高揚を図るため、講習会を開催します。	防災課
④	グリーンベルトやポストコーンの設置	歩行者の安全を確保するため、通学路やスクールゾーンを重点的に、歩道の設置や路側帯の整備を推進します。	建設課

基本目標 6 困難を抱える子どもと家庭への支援

基本施策（１）児童虐待防止対策等の充実・・・・・・・・

児童虐待防止対策の充実として、虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能が十分発揮できるよう、ネットワークを強化します。

また、要保護児童対策地域協議会において、各機関のさらなる連携を行い、児童虐待の早期発見、早期対応に努めます。

なお、犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもが発生した場合には、学校・要保護児童対策地域協議会を中心として、子どもの保護と立ち直り支援、心の回復の支援を実施します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	要保護児童対策地域協議会の運営	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、子育て支援センター、幼稚園、保育所、学校、医療機関、福祉等の関係機関と連絡、情報共有、会議、個別ケース検討等を通して、各機関で役割を持ち、継続支援が必要な子どもや保護者を支援していきます。	こども未来課
②	通告義務の周知	虐待を受けている子どもを発見した場合の通告義務について、広く周知します。	こども未来課
③	相談員の配置(再掲)	こども未来課内に相談員を配置し、電話・面談による相談に応じ、問題解決ができるよう話し合います。また、必要に応じて定期的な訪問も行います。	こども未来課
④	子ども家庭総合支援拠点の設置	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行う機能を担う拠点を令和４年度までに設置します。	こども未来課
⑤	乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業	保健師、助産師が生後４か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、子どもの健全な発育、発達のための保健指導、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、不安の軽減を図ることで安定した育児が行えるよう支援します。また、養育支援が特に必要な家庭に対して、訪問指導員や保健師がその家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより適切な養育が実施できるよう支援していきます。	こども未来課 健康づくり課
⑥	教育相談員の配置(再掲)	不登校児童生徒やその保護者、教職員に対して電話相談、面接相談等を通して、家庭や学校での過ごし方等について助言します。	学校教育課

基本施策（２）子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ・ ・ ・ ・

子どもたちが安全に安心して地域で生活していくことができるよう、地域防犯の強化等を図るとともに、犯罪のない明るく住みよいまちをつくるため、地域社会全体で子どもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	防犯意識の高揚	コミュニティ資料「セーフティよしだ」や榛南防犯協会の機関紙「さわやか」、町ホームページなどを通じて情報を提供し、防犯意識を高めます。また、防犯パトロールを実施し、子どもの被害防止と犯罪の防止を図ります。	防災課
②	防犯講習会	防犯講習会を開催し、自主的な防犯対策が講じられ、犯罪に遭わないよう注意を喚起します。	防災課

基本施策（３）ひとり親家庭等の自立支援の推進・・・・・・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や都道府県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付	県の貸付制度を広報するとともに、相談に応じます。	こども未来課
②	母子家庭に対する就職相談	母子家庭自立支援センターとの連携を図り、就職相談を支援します。	こども未来課
③	情報誌の配布	県が発行している「明日のしあわせを願って～ひとり親家庭のしおり～」を配布し、貸付、相談、住宅等の情報を提供します。	こども未来課
④	ひとり親への経済的支援	保育所保護者負担金及び放課後児童クラブ利用料の減免、児童扶養手当事務、就学支援事業費助成、母子家庭等医療費助成を実施します。	こども未来課

基本施策（４）障害児施策の充実・・・・・・・・

心身に障害のある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。また、そのサービス内容に関して積極的かつ分かりやすく広報し、各家庭が困った時に適切なサービスを受けられるようにします。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	療育体制の充実	関係機関との連携により、地域で生活できるよう地域療育体制を充実します。	福祉課
②	障害児保育 （こども発達支援事業所等）	障害特性に応じた専門的な保育の提供や家族の支援に努めます。	福祉課 こども未来課
③	放課後児童クラブでの 障害児の受け入れ	支援員の増員や実施場所の検討等を行い、障害のある子の受け入れを進めます。	こども未来課
④	健診事後指導（発達訓練指導 わかめサークル）	健診等で発達の支援が必要とされた子どもと保護者に対し、小集団での活動遊びを通して発達を促していきます。	健康づくり課
⑤	特別支援教育(再掲)	学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、自閉症等に対する知識の習得と対応をサポートし、学校における特別支援教育を充実させます。	学校教育課
⑥	特別支援学級機能の充実	特別支援学級の施設の充実を図ります。支援を要する児童生徒のために、町内小中学校に支援員を配置します。	学校教育課
⑦	教育支援委員会及び専門家チーム会議による指導・相談	指導・相談を通して、各校及び各園の特別支援教育を充実させます。	学校教育課

基本施策（５）子どもの貧困対策・・・・・・・・

所得格差が拡大する現代社会において、いくつもの問題を抱える子どもが地域で安心して生活できるよう相談体制の充実や支援を検討していきます。

【主な取組】

No.	事業名	事業概要	主担当課
①	子どもの貧困支援	支援を必要とする子ども（生活困窮世帯、ひとり親家庭、引きこもり、虐待児等）に対し、学習支援、食事の提供、団らんの場となる居場所について関係機関と連携し、推進していきます。	福祉課 社会福祉協議会
②	子ども食堂の可能性検討	保護者が仕事で食事の提供が困難な子どもや、一人で食事をする子（孤食）等に対し、無料または低額で食事を提供する子ども食堂について、ニーズ並びに運営を含め可能性について検討していきます。	福祉課 こども未来課 社会福祉協議会



第 6 章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

子ども・子育てに関わる施策は、児童福祉分野だけでなく、保健、医療、教育、就労等、様々な分野にわたるため、こども未来課が主管となり、関係部局と連携を図りながら本計画を推進します。

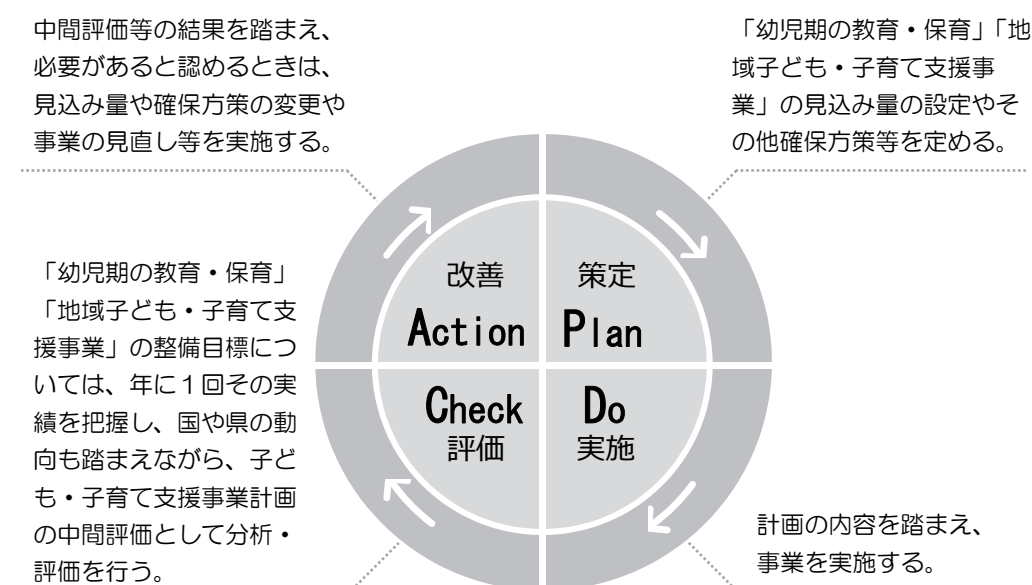
また、保育所、幼稚園等の教育・保育事業を運営する事業者をはじめ、学校やPTA、社会福祉協議会、医師会、歯科医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等の関係団体・機関、自治会や企業等の地域組織と、適切な役割分担のもと連携を強化し、地域ぐるみで子育て支援の推進を図ります。

さらに、子育て支援施策は、児童手当等、国や県の制度に基づくものも多いことから、国・県と連携し、各種施策の充実を図っていきます。

2 計画の達成状況の点検及び評価

計画の推進にあたっては、こども未来課が事務局となり、毎年度、関係機関・団体と連携を図りながら、計画推進の仕組みとして、PDCAサイクル（計画・実施・検証・見直し）を活用し、量の見込みに対する確保方策のバランスが取れているか点検を行い、実効性のある取組の推進を図ります。

PDCAサイクルのプロセスのイメージ





1 吉田町子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第26号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、吉田町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- （1） 法第31条第2項に規定する特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- （2） 法第43条第3項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- （3） 法第61条第7項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- （4） 本町における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（組織）

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- （1） 法第6条第2項に規定する保護者
- （2） 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- （3） 各種団体の代表者
- （4） 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- （5） その他町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子育て会議は、会長が必要に応じて招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の子育て会議は、町長が招集する。

2 子育て会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 会長は、会議において必要と認めるときは、委員以外の者に対して出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（その他）

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年吉田町条例第87号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

2 吉田町子ども・子育て会議委員名簿

	選出区分	職 名・氏 名	任 期	備 考	
1	学校法人川尻学園 ちどり幼稚園保護者	増田 葵	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(1)	
2	学校法人住吉学園 ひばり幼稚園保護者	曾根 綾華	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(1)	
3	吉田町立 保育園保護者	金子 朱美	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(1)	
4	吉田町立 住吉小学校長	水嶋 浩之	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(2)	
5	学校法人川尻学園 ちどり幼稚園長	佐藤 恒次	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(2)	
6	学校法人住吉学園 ひばり幼稚園長	三輪 戸一郎	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(2)	
7	吉田町立 わかば保育園長	村松 好乃	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(2)	
8	吉田町教育委員会委員	北澤 雅恵	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(3)	
9	吉田町保健協力員委員長	岸端 尚江	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(3)	
10	吉田町主任児童委員	佐藤 福子	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(3)	
11	吉田町副町長	平井 光夫	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(5)	会長
12	吉田町教育委員会教育長	栗林 芳樹	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(4)	副会長
13	吉田町中央児童館指導員	中村 洋子	令和元年7月16日～ 令和3年7月15日	条例第4条第1項(4)	
	千葉大学教育学部教授	松嵯 洋子		条例第7条	顧問

* 委員は、吉田町子ども・子育て会議条例（平成25年9月30日条例第26号）第4条第1項の規定により委員に委嘱する。

* 吉田町子ども・子育て会議条例（平成25年9月30日条例第26号）第4条第2項の規定により委員の任期は、2年間とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 吉田町子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	開催事項	検討内容
平成 31 年 1 月 21 日 ～ 1 月 31 日	子ども・子育てに関する アンケート調査の実施	対象／未就学児童：600 人、就学児童：400 人 回収／未就学児童：363 人（60.5%） 就学児童：234 人（58.5%）
令和元年 7 月 16 日	第 1 回吉田町 子ども・子育て会議	○委嘱状交付 ○吉田町子ども・子育て支援事業計画について ○幼児教育・保育の無償化について
令和 2 年 2 月 10 日	第 2 回吉田町 子ども・子育て会議	○吉田町立保育園の利用定員変更について ○吉田町子ども・子育て支援事業計画の策定について

4 アンケート結果（抜粋）

（１）子どもと家族の状況について・・・・・・・・

① 日常的・緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

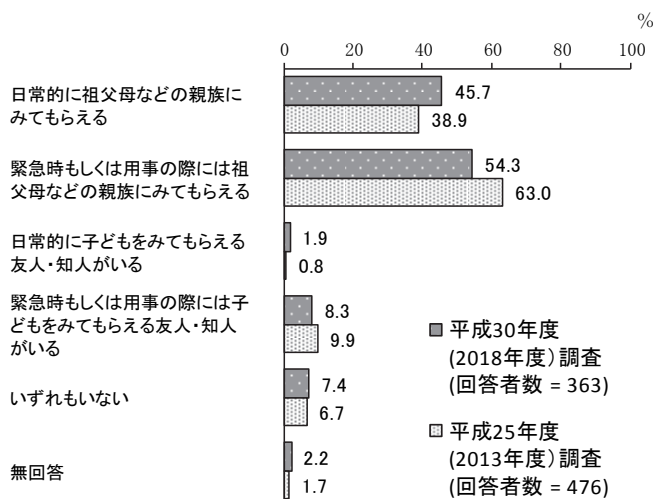
就学前児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が54.3%と最も高く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が45.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が増加しています。一方、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が減少しています。

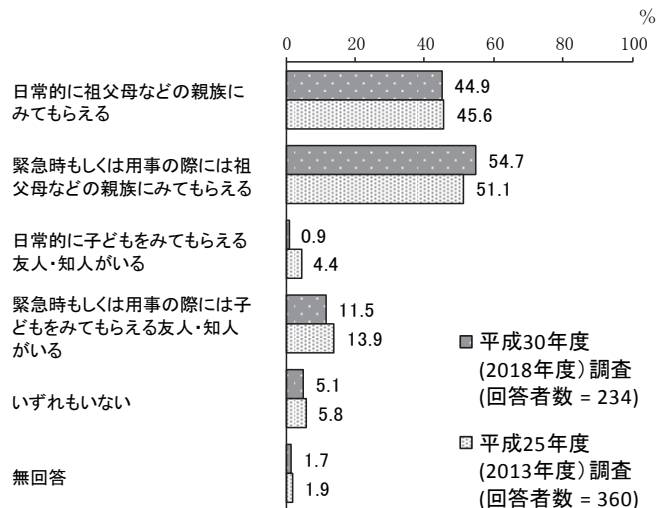
就学児童の保護者では、「緊急時もしくは用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が54.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」の割合が44.9%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」の割合が11.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前児童の保護者】



【就学児童の保護者】



② 母親の就労状況

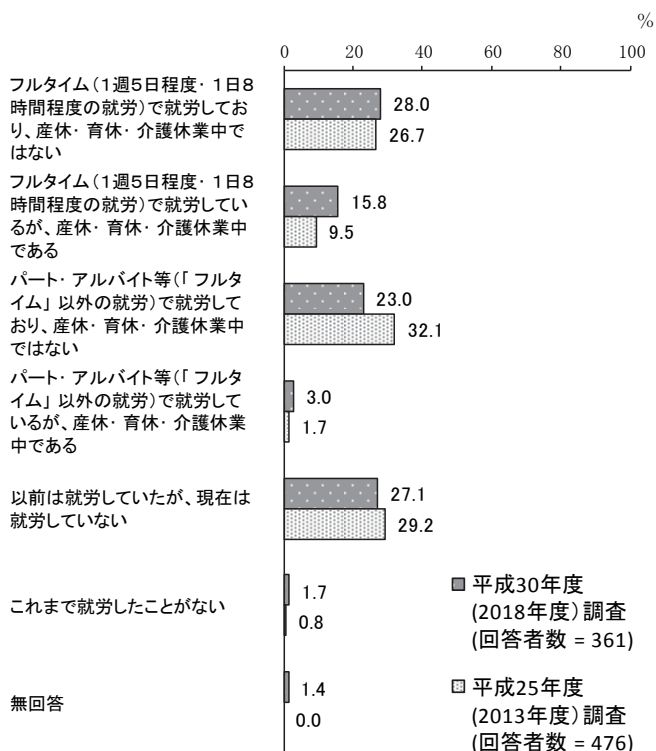
就学前児童の保護者では、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が28.0%と最も高く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が27.1%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が23.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である」の割合が増加しています。一方、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が減少しています。

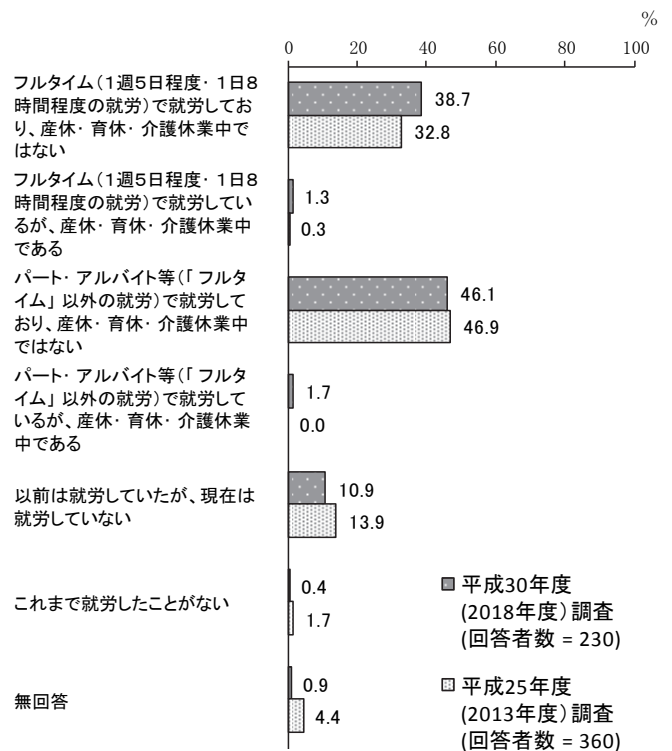
就学児童の保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が46.1%と最も高く、次いで「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が38.7%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が10.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（１週５日程度・１日８時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が増加しています。

【就学前児童の保護者】



【就学児童の保護者】



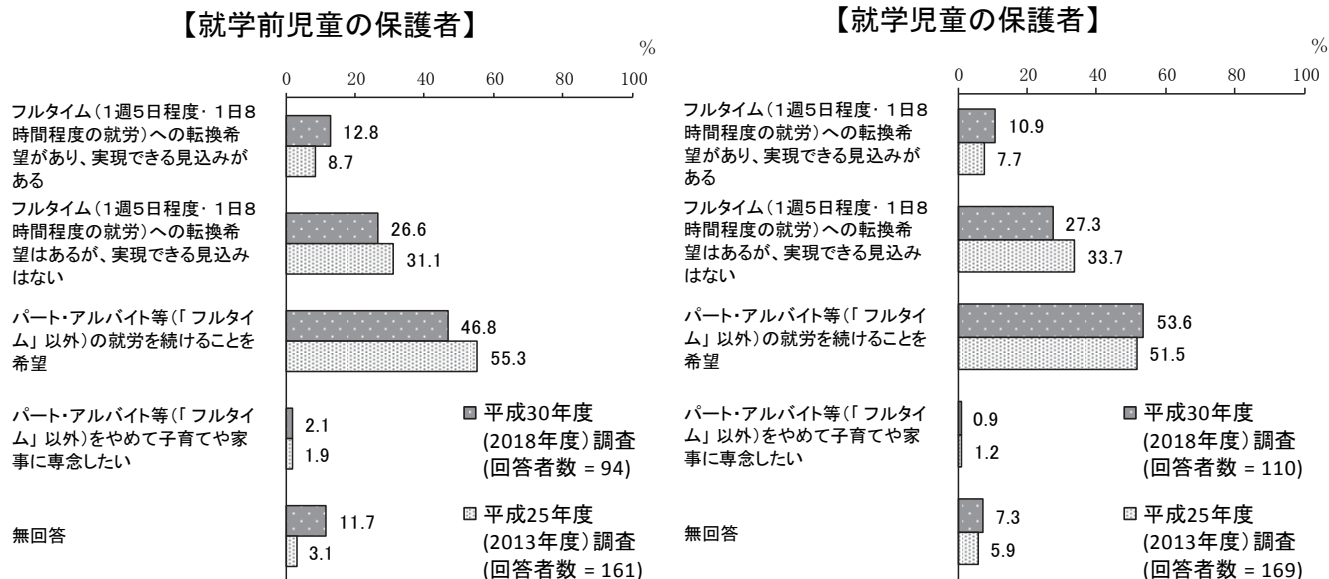
③ 母親の就労意向（就労者の就労意向）

就学前児童の保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が46.8%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が26.6%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が12.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が減少しています。

就学児童の保護者では、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が53.6%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が27.3%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が10.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望はあるが、実現できる見込みはない」の割合が減少しています。



④ 母親の就労意向（未就労者の就労意向）

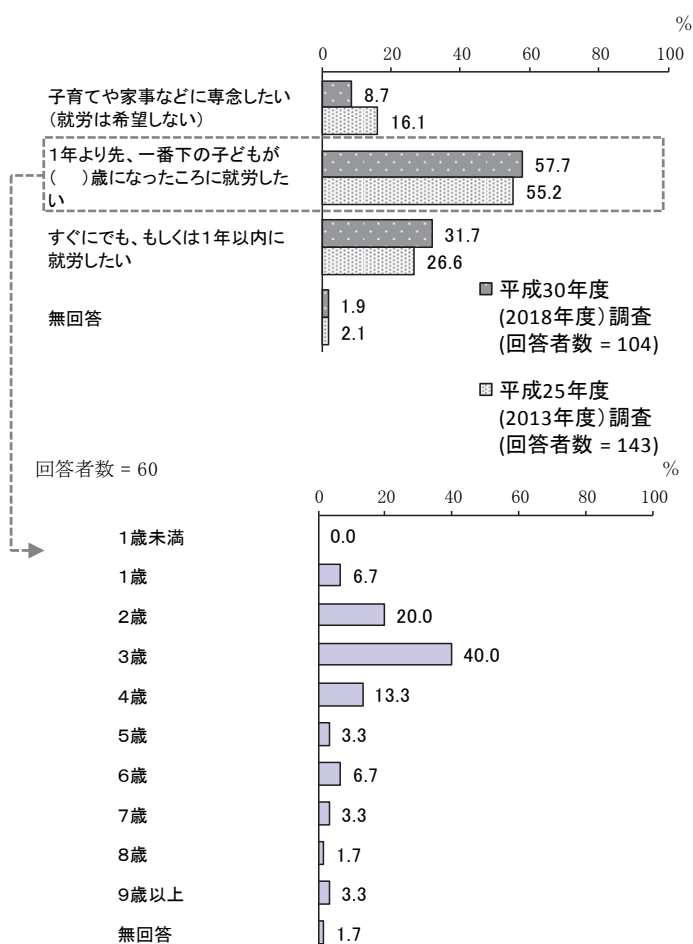
就学前児童の保護者では、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が57.7%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が31.7%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事などに専念したい（就労は希望しない）」の割合が減少しています。

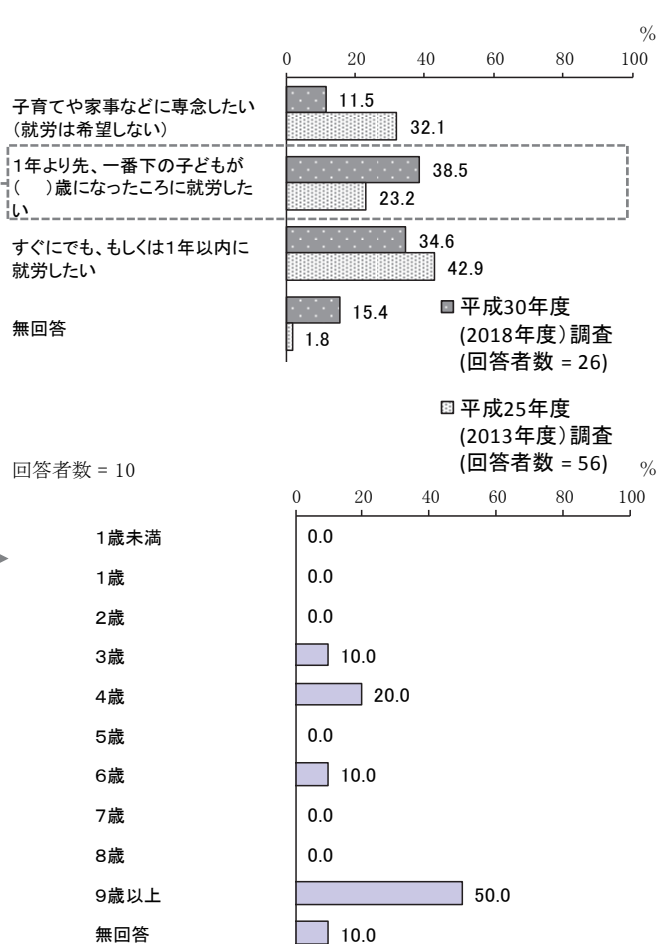
就学児童の保護者では、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が38.5%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が34.6%、「子育てや家事などに専念したい（就労は希望しない）」の割合が11.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「1年より先、一番下の子どもが（ ）歳になったところに就労したい」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事などに専念したい（就労は希望しない）」「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】



【就学児童の保護者】



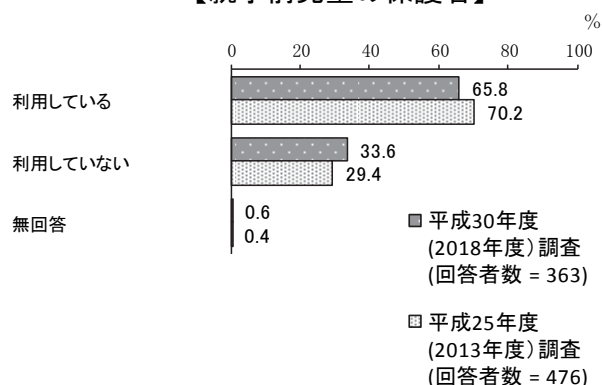
(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日の定期的な教育・保育事業の利用の有無

就学前児童の保護者では、「利用している」の割合が 65.8%、「利用していない」の割合が 33.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前児童の保護者】

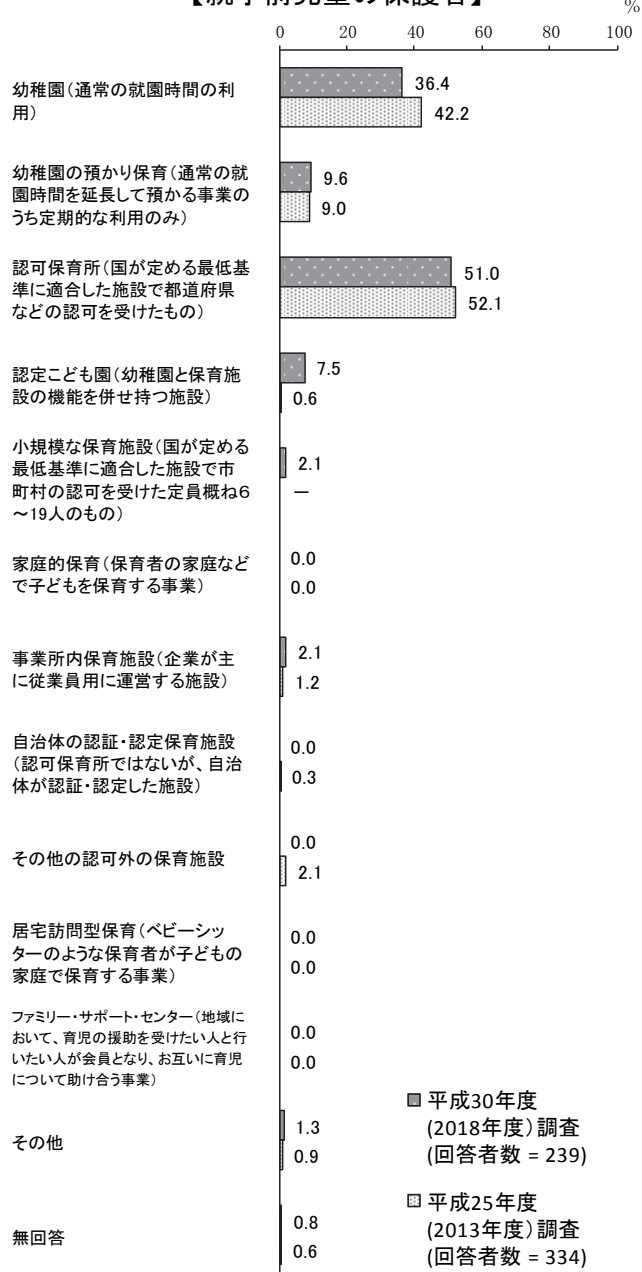


② 平日の定期的にご利用している教育・保育事業

就学前児童の保護者では、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県などの認可を受けたものの）」の割合が 51.0%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が 36.4%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）」の割合が増加しています。一方、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】



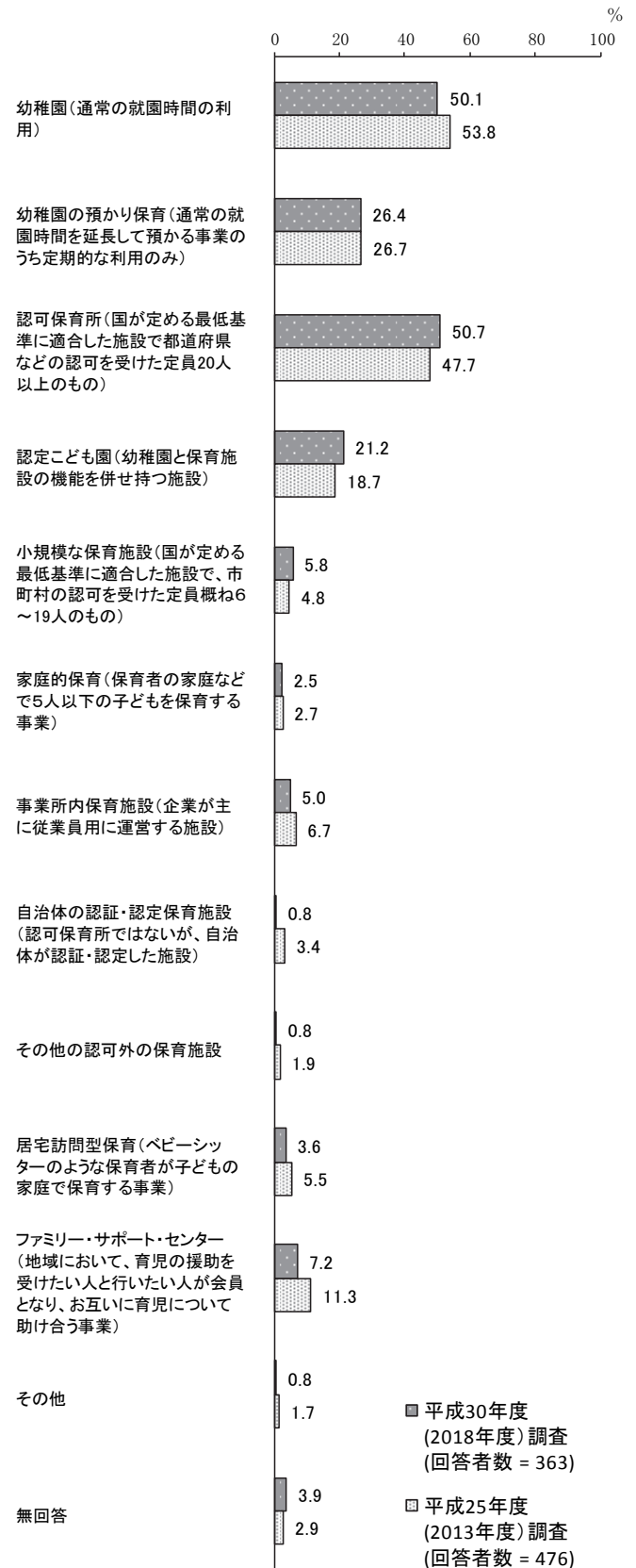
※ 平成 25 年度調査では、「小規模な保育施設（国が定める最低基準に適合した施設で市町村の認可を受けた定員概ね 6 ～ 19 人のもの）」の選択肢はありませんでした。

③ 平日、定期的に利用したい教育・保育事業

就学前児童の保護者では、「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県などの認可を受けた定員20人以上のもの）」の割合が50.7%と最も高く、次いで「幼稚園（通常の就園時間の利用）」の割合が50.1%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」の割合が26.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前児童の保護者】

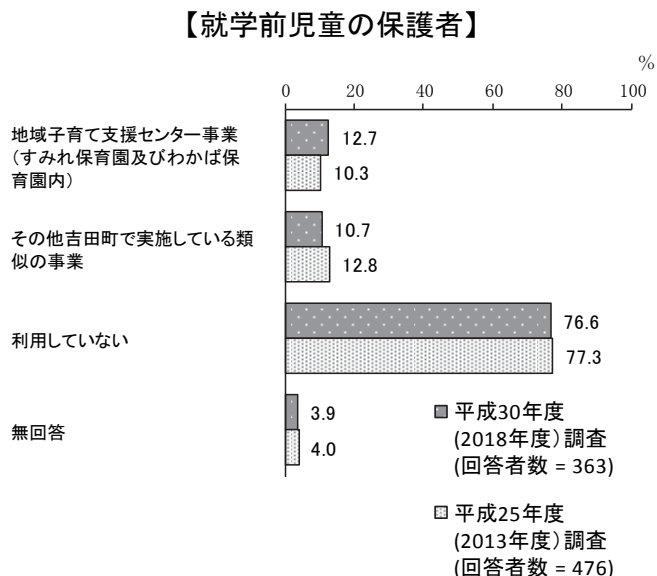


(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

就学前児童の保護者では、「利用していない」の割合が76.6%と最も高く、次いで「地域子育て支援センター事業（すみれ保育園及びわかば保育園内）」の割合が12.7%、「その他吉田町で実施している類似の事業」の割合が10.7%となっています。

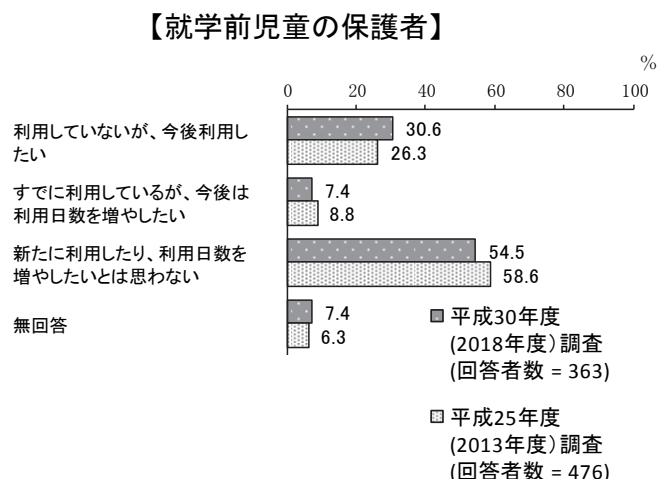
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

就学前児童の保護者では、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が54.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が30.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

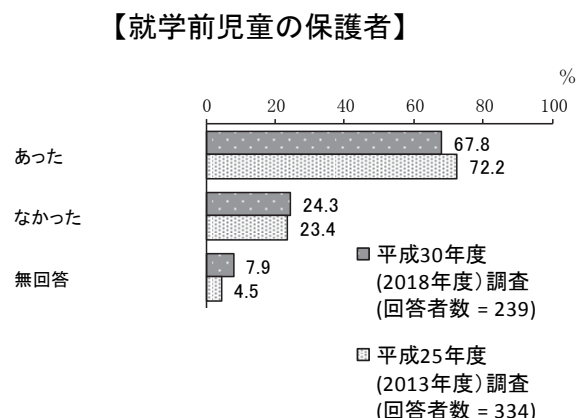


(4) 病気等の際の対応について

① 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった経験の有無

就学前児童の保護者では、「あった」の割合が67.8%、「なかった」の割合が24.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

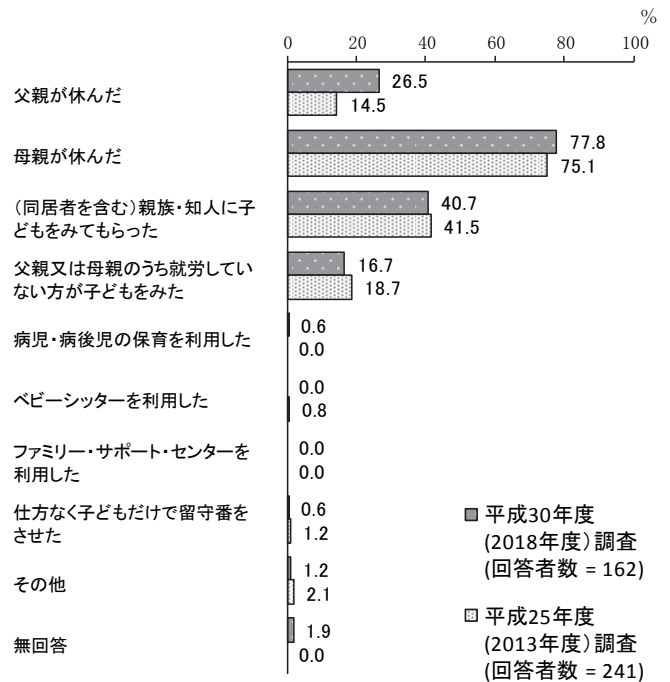


② 子どもが病気やケガで通常の事業の利用ができなかった場合の対応

就学前児童の保護者では、「母親が休んだ」の割合が77.8%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が40.7%、「父親が休んだ」の割合が26.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「父親が休んだ」の割合が増加しています。

【就学前児童の保護者】



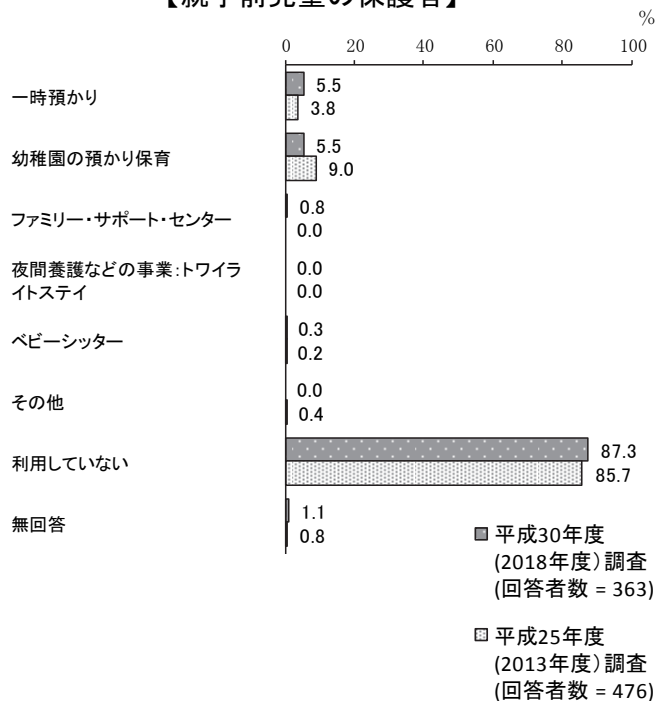
(5) 一時預かり等の利用状況について

① 不定期の教育・保育の利用状況

就学前児童の保護者では、「利用していない」の割合が87.3%と最も高くなっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前児童の保護者】

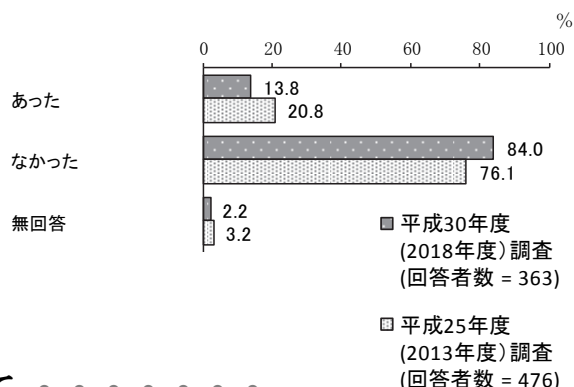


② 宿泊を伴う一時預かり等の有無と対応

就学前児童の保護者では、「あった」の割合が13.8%、「なかった」の割合が84.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「なかった」の割合が増加しています。一方、「あった」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】



(6) 小学校就学後の過ごさせ方について

① 小学校就学後（低学年）の放課後に過ごさせたい場所

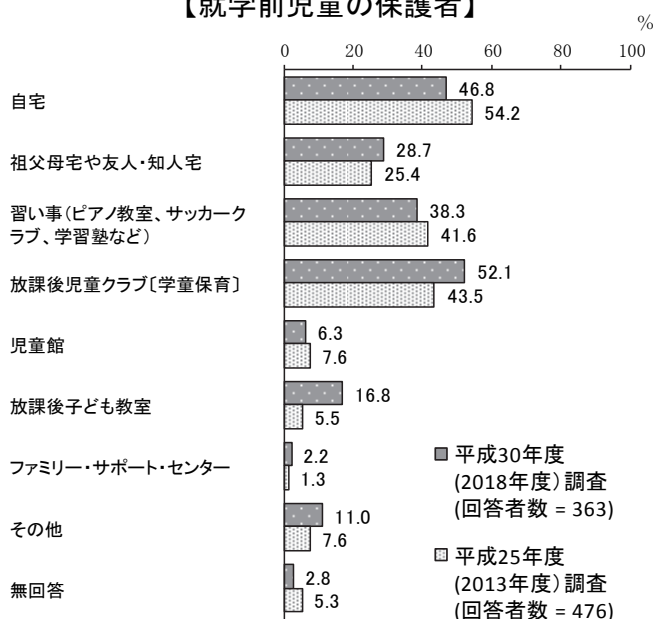
就学前児童の保護者では、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が52.1%と最も高く、次いで「自宅」の割合が46.8%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が38.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」「放課後子ども教室」の割合が増加しています。一方、「自宅」の割合が減少しています。

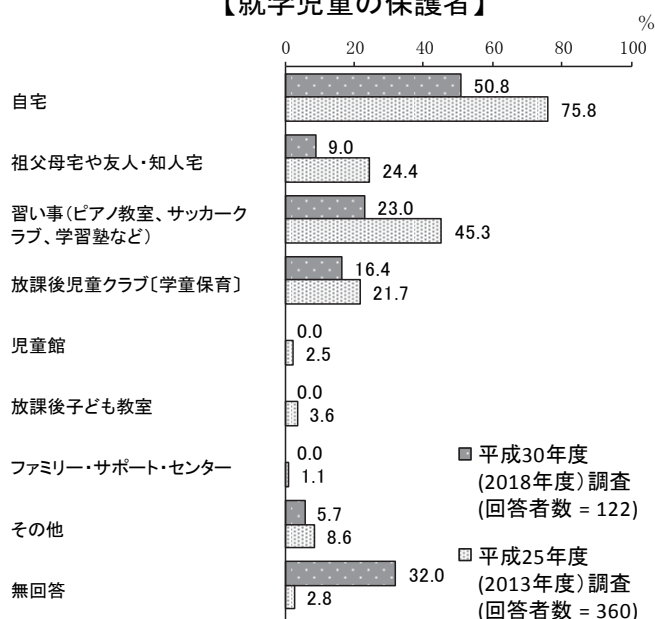
就学児童の保護者では、「自宅」の割合が50.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が23.0%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が16.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】



【就学児童の保護者】



② 小学校就学後（高学年）の放課後に過ごさせたい場所

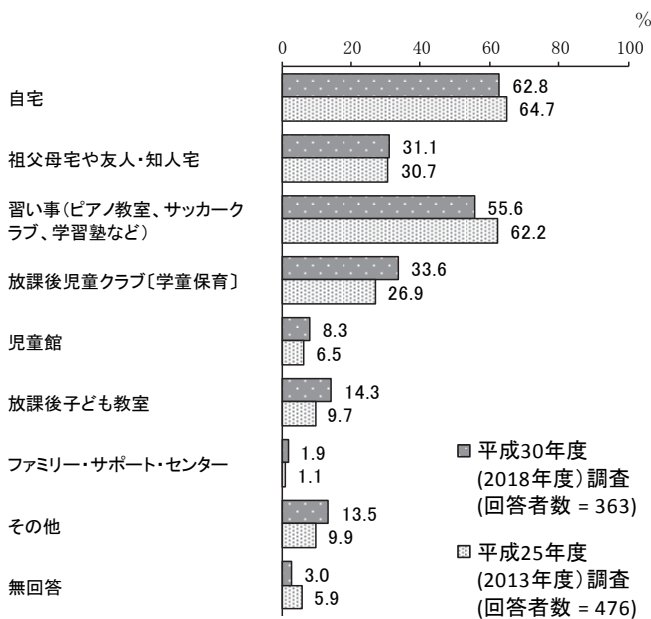
就学前児童の保護者では、「自宅」の割合が62.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が55.6%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が33.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が増加しています。一方、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

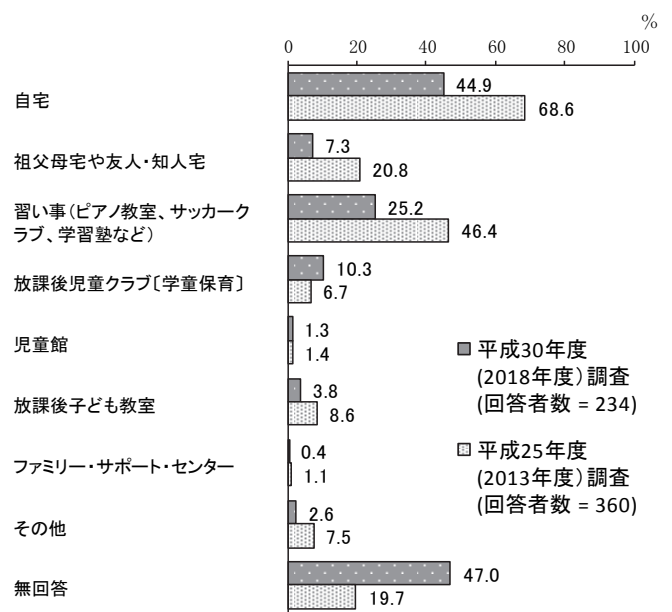
就学児童の保護者では、「自宅」の割合が44.9%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が25.2%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」の割合が10.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「自宅」「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】



【就学児童の保護者】



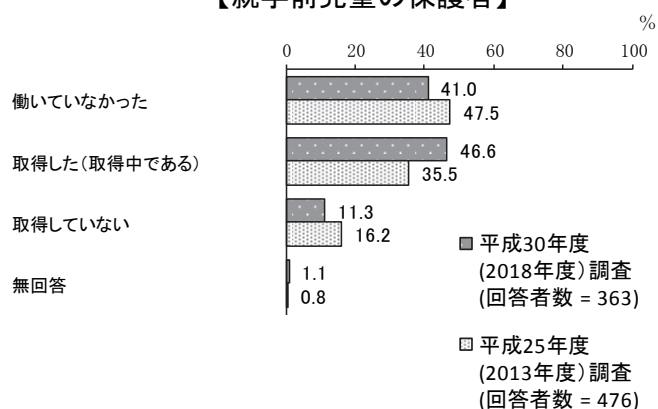
(7) 育児休業制度の利用状況について

① 母親の育児休業の取得状況

就学前児童の保護者では、「取得した（取得中である）」の割合が46.6%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が41.0%、「取得していない」の割合が11.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】

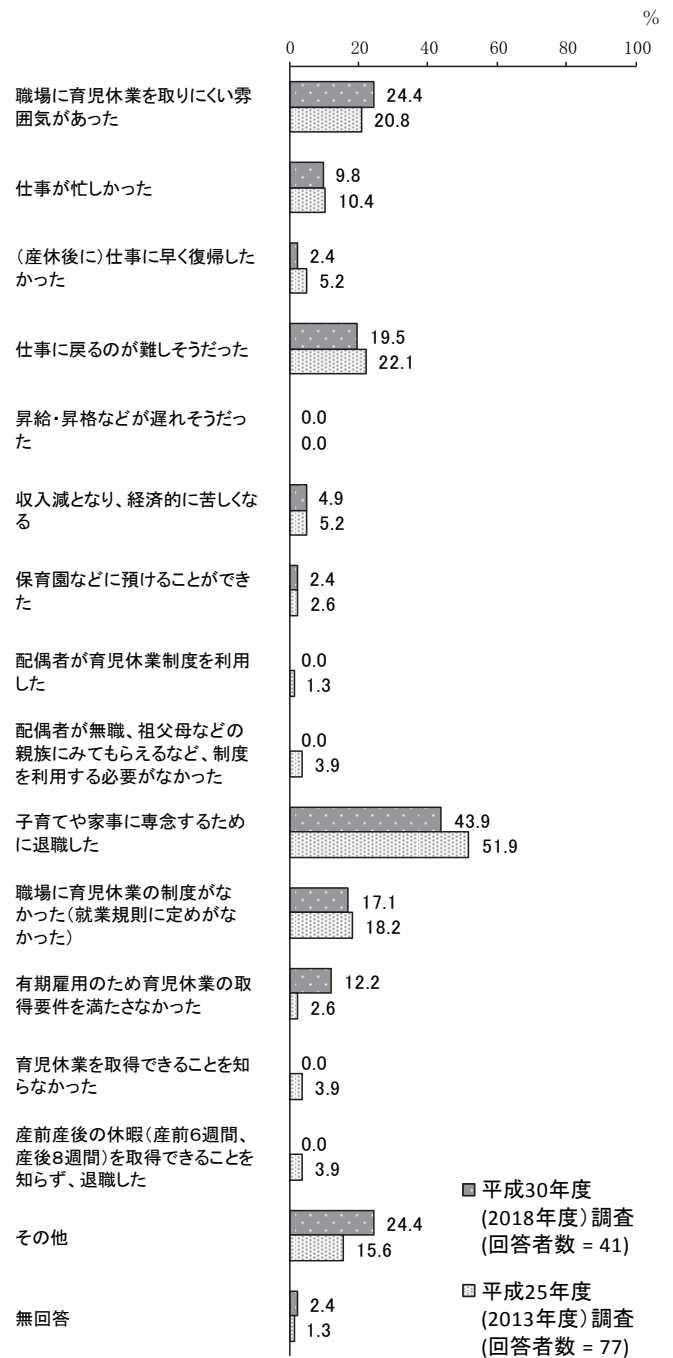


② 母親の育児休業を取得していない理由

就学前児童の保護者では、「子育てや家事に専念するために退職した」の割合が43.9%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が24.4%、「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が19.5%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった」の割合が増加しています。一方、「子育てや家事に専念するために退職した」の割合が減少しています。

【就学前児童の保護者】



(8) 相談の状況について

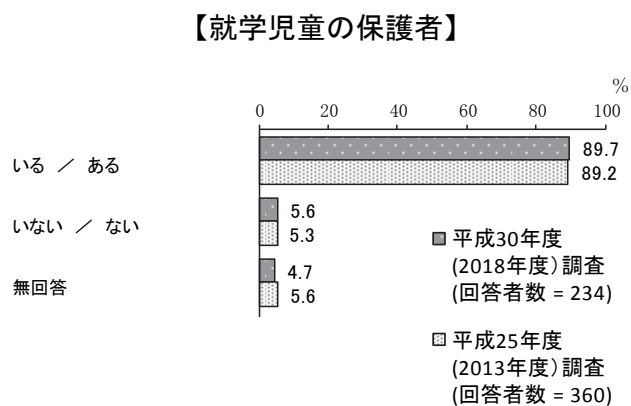
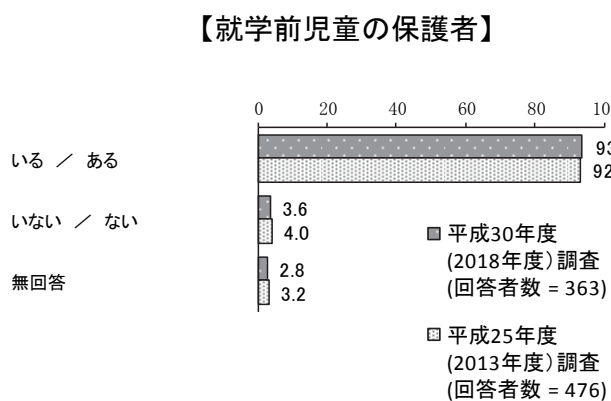
① 気軽に相談できる人の有無

就学前児童の保護者では、「いる／ある」の割合が 93.7%、「いない／ない」の割合が 3.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

就学児童の保護者では、「いる／ある」の割合が 89.7%、「いない／ない」の割合が 5.6%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



② 気軽に相談できる相談先

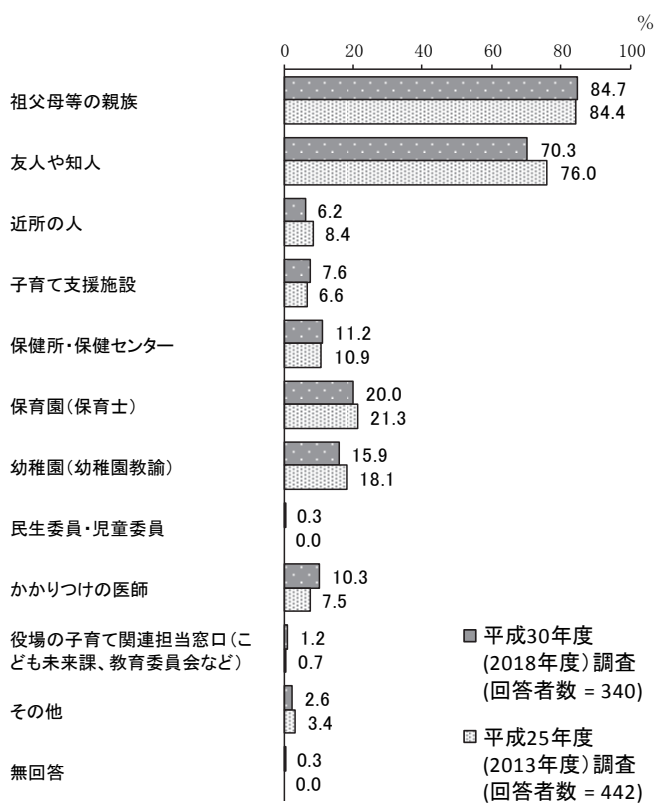
就学前児童の保護者では、「祖父母等の親族」の割合が84.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が70.3%、「保育園（保育士）」の割合が20.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「友人や知人」の割合が減少しています。

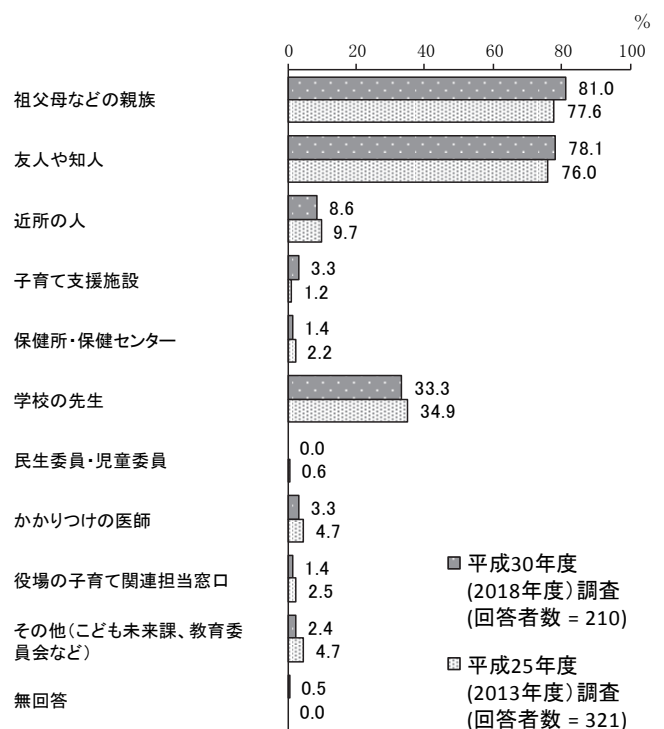
就学児童の保護者では、「祖父母などの親族」の割合が81.0%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が78.1%、「学校の先生」の割合が33.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

【就学前児童の保護者】



【就学児童の保護者】



吉田町子ども・子育て支援事業計画
(吉田町次世代育成支援行動計画)
(計画期間：令和２年度～令和６年度)

令和２年３月

発 行：吉田町 こども未来課
〒421-0395 静岡県榛原郡吉田町住吉 87 番地
電 話：0548-33-2153
FAX：0548-33-2155

